

第12章 学生部・保健管理センター

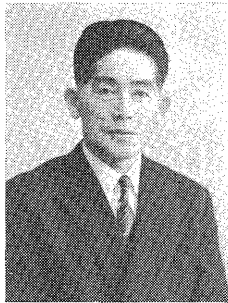


現在の学生部および保健管理センター

第1節 学生部のあゆみと現況

1. 組織と事務分掌

本学における教務ならびに厚生補導に関する事務を行う組織は、昭和24年5月31日本学の設置が認められてから、厚生補導部と称して発足したが、3か月経た8月31日その名称を学生部と改称、教官が学生部長を併任し、教務課、厚生課の2課をもって組織は一応整った。その内容は、教務課2係（教務、補導）厚生課2係（厚生、保健）で、教務課長は教官が併任し、厚生課長は事務官を充てていた。



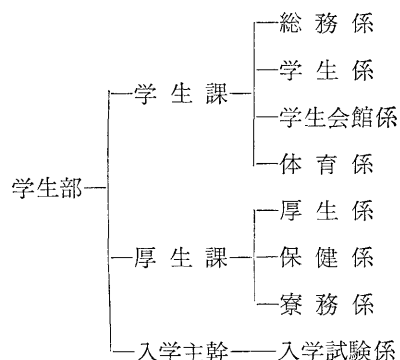
初代学生部長
竹原東一教授

その後昭和35年4月教務課は学生課に改められ、課長は事務官が専任することになった。また同年には、従来各学部が管理していた学寮を、学生部が管理することになったため、厚生課に新たに寮務係を置いた。

さらに昭和36年4月に学生部次長制がしかれるに及び、部内業務の増大と複雑化に伴い特に、庶務、会計関係事務を所掌させるため学生課に総務係を置き、ついで昭和40年には学生会館（東光会館）の新築により、これが管理運営のため昭和41年学生課に学生会館係を置き、補導係を学生係と改称した。

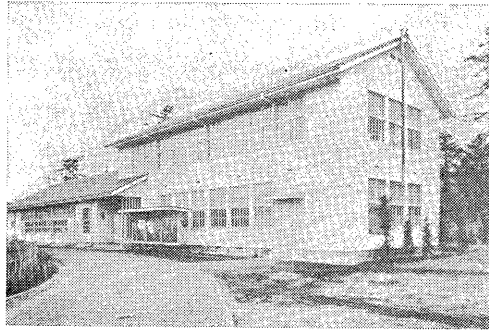
昭和49年4月には入学主幹が置かれることとなり、従来の学生課教務係を入学試験係と改称し、入学試験事務とともに入学主幹へ移した。また同年に熊本電波高等学校の移転跡地を譲り受けたので、ここを体育関係の課外活動施設として整備拡充することになったため、学生課に体育係を置き、現在の学生部の態勢が整った。

組織・機構は次のとおりである。



新制大学発足後厚生補導とは何かという定説も無いままに、学生の課外活動、適応相談、奨

学援護，厚生福祉及び保健指導等に関する事項を担当してきた。しかし諸般の情勢の推移と業務の拡張に対応するため及び学生の厚生補導には，その名称から及ぼす影響も考慮して，部・課及び係の名称の変更や増設あるいは関係規程の整備などを行い，全学的諸機構の充実とあいまって学生部の改善強化も行われた。



昭和30年・40年代の学生部

学生部の庁舎は，昭和24年新制大学の発足と同時に，各部局と同じように，旧制抱括諸学校の建物である工業専門学校の学生課が使用していた平屋建独立棟（現在の事務局裏側）を使用してきた。昭和29年8月黒髪北区に「熊本総合大学期成会」の寄付による「東光会館」が竣工したので，この建物に移転し，その一部を「熊本大学厚生組合」が経営する食堂及び売店として使用した。

その後，建物の老朽化により，学生部庁舎に保健管理センターを含めて新営工事を計画し，昭和51年4月この建物が竣工したので，これに移転した。なお，「東光会館」はこれを機に食堂及び売店を残して取り壊した。以来新庁舎において厚生補導の機能を組織的かつ計画的に発揮できるようになった。

学生部事務分掌規則は，次のとおりである。

熊本大学学生部事務分掌規則（昭和29年4月1日制定）

全改 昭和37年3月26日

第1条 学生課に総務係，学生係，体育係及び学生会館係を置き事務を分掌する。

第2条 総務係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 部内事務の総括および連絡調整に関すること。
- (2) 学生部委員会に関すること。
- (3) 公印の管守ならびに文書に関すること。
- (4) 職員の人事および出張に関すること。
- (5) 宿日直に関すること。
- (6) 職員の休暇および勤務時間管理に関すること。
- (7) 予算の経理に関すること。
- (8) 現金の出納保管に関すること。
- (9) 物品の管理に関すること。
- (10) 給与，旅費，謝金等に関すること。
- (11) 国有財産の監守に関すること。
- (12) 警備および防火に関すること。
- (13) 共済組合に関すること。
- (14) 集会所および研修所に関すること。

- (15) 公開講座に関すること。
- (16) 保健管理センターの庶務および会計に関すること。
- (17) その他、学生部の所掌事務で他の課・係に属さない事項

第3条 学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導および教務事務の連絡調整に関すること。
- (2) 学生の入学、退学、休学、卒業その他身分に関すること。
- (3) 学生団体（体育係所掌に属する団体を除く。）の助成指導に関すること。
- (4) 課外活動（体育係所掌に属する団体を除く。）の助成に関すること。
- (5) 課外施設（体育施設を除く。）の管理運営に関すること。
- (6) 学生相談に関すること。
- (7) 学生の集会、掲示および刊行物（体育係に属する団体に関するものを除く。）に関すること。
- (8) 外国人留学生に関すること。
- (9) 高等学校教育実習に関すること。
- (10) 所掌事務の調査統計に関すること。

第4条 体育係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課外体育団体の助成指導に関すること。
- (2) 学生の課外体育活動の助成に関すること。
- (3) 体育施設の管理運営に関すること。
- (4) 所掌事務の調査統計に関すること。

第5条 学生会館係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生会館の施設、設備の維持管理に関すること。
- (2) 学生会館運営委員会に関すること。
- (3) 学生会館の行事に関すること。
- (4) 学生会館の使用に関すること。
- (5) その他学生会館に関すること。

第6条 厚生課に厚生係、保健係および寮務係を置き事務を分掌する。

第7条 厚生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生福祉に関し、連絡調整すること。
- (2) 日本育英会および各種奨学会に関すること。
- (3) 学生の就職および内職のあっ旋ならびに経済相談に関すること。
- (4) 学生の厚生福祉施設および設備の維持管理ならびに厚生事業に関すること。
- (5) 入学科、授業料の免除および授業料の徴収猶予に関すること。
- (6) 学生生活の調査に関すること。
- (7) 学生の旅客運賃割引証に関すること。
- (8) 学生の行なう厚生活動の助言指導に関すること。
- (9) その他学生の厚生福祉に関すること。

第8条 保健係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の保健衛生に関すること。
- (2) 入学試験の健康診断の実施に関すること。
- (3) 保健管理センターの事務（庶務および会計に属するものを除く。）に関すること。

(4) 所掌事務の調査統計に関すること。

第9条 寮務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入寮の選考および退寮に関すること。
- (2) 寄宿料に関すること。
- (3) 学寮の施設および設備の維持管理に関すること。
- (4) 学寮における自治運営の助言指導に関すること。
- (5) 学寮の秩序、風紀および衛生に関すること。
- (6) 寮生の個人相談に関すること。
- (7) 寮生の代表者の会議および研修に関すること。
- (8) その他学寮および寮生に関すること。

第10条 入学主幹のもとに入学試験係を置く。

第11条 入学試験係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し、総括および連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法改善についての企画立案に関すること。
- (3) 入学試験管理委員会その他入学者選抜に関する会議に関すること。
- (4) 学生募集および入学試験に関すること。
- (5) 入学者選抜に関する調査、統計および広報に関すること。
- (6) その他入学者選抜に関すること。

附 則

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規則は、昭和50年7月7日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

学生部歴代役付職員

年 度	職 名	学 生 部 長	次 長	学 生 課 長	厚 生 課 長
24		竹原 東 一 24. 8. 1 (取)		(教務課長) 森 田 誠 一 24. 8. 31 (併)	武 田 歳 太 24. 7. 1
25		"		松 村 功 25. 7. 31 (併)	"
26		樋 口 兼 雄 26. 6. 1 (取)		"	"
27		"		"	樋 口 兼 雄 27. 4. 1 (取)
28		"		"	江 口 幸 雄 28. 5. 16
29		鰐 淵 健 之 29. 7. 15 (取)		"	"
30		高 野 巽 30. 2. 1 (併)		"	"
31		"		"	"
32		鰐 淵 健 之 32. 5. 1 (取)		"	"
		小 山 直 之 32. 6. 1 (併)			
33		"		"	"

34	本 田 弘 人 34. 6. 1 (取)		松 村 功 25. 7. 31 (併)	江 口 幸 雄 28. 5. 16	
	山 田 昌 司 34. 10. 20 (併)				
35	"		佐 藤 次 郎 35. 4. 1	"	
36	"	古 閑 文 夫 36. 4. 1	"	"	
37	"	"	"	"	
38	小 山 直 之 38. 6. 15 (併)	佐 藤 次 郎 38. 4. 1	坂 本 直 38. 4. 1	"	
39	"	"	"	"	
40	和 田 勇 一 40. 6. 15 (併)	伊 奈 野 藤 次 郎 40. 8. 1	"	"	
41	山 田 昌 司 41. 1. 1 (併)	"	渡 辺 毅 41. 4. 1	"	
42	誉 田 敏 雄 42. 7. 1 (併)	"	"	"	
43	忽 那 将 愛 43. 10. 1 (併)	"	"	岡 田 三 郎 43. 4. 1	
44	河 原 畑 正 行 44. 7. 10 (併)	"	岡 田 六 郎 44. 4. 1	永 野 太 亭 阿 希 44. 4. 1	
45	佐 藤 昌 康 45. 4. 1 (併)	"	永 野 太 亭 阿 希 45. 8. 1	小 笠 原 昭 然 45. 8. 1	
46	"	渋 田 正 隆 46. 4. 1	"	"	
47	"	"	安 藤 光 三 郎 47. 4. 1	"	
48	"	"	"	"	
49	久 野 拓 造 49. 4. 1 (併)	"	"	谷 口 裕 49. 4. 1	
	岡 田 正 秀 49. 10. 1 (併)	"			
50	"	"	萩 行 夫 50. 5. 16	"	
51	佐 藤 昭 一 51. 10. 1 (併)	田 中 良 雄 51. 4. 1	"	"	
52	"	"	"	弘 津 章 市 52. 4. 1	
53	和 田 日 出 夫 53. 10. 1 (併)	松 村 圭 三 53. 4. 1	"	"	
54	"	"	弘 津 章 市 54. 4. 1	夏 秋 馨 54. 4. 1	
	職 名	入 学 主 幹	学 生 課 長 補 佐	厚 生 課 長 補 佐	総 務 係 長
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31		教 務 課 長 補 佐 米 村 岩 男 31. 7. 1			
32		"			

33		米村岩男 31.7.1	宮原繁人 33.8.1		
34		"	"		
35		学生課長補佐 米村岩男 35.11.15	"		
36		"	"		
37		"	"	宮山誠一 37.4.1	
38		須藤久敏 38.4.1	坂本龍蔵 39.11.1 (学生課課長 補佐となる)	宮竹浩一 38.12.1	
39		"	"	"	
40		緒方伸一 40.4.1	"	"	
41		"	"	"	
42		"	葉室森男 42.4.1 (学生課課長 補佐となる)	"	
43		"	葉室森男 43.6.1 (厚生課課長 補佐となる)	(学生課) "	
44		"	"	"	
45		"	"	大谷和男 45.5.1	
46		葉室森男 46.5.16	北瀬義典 46.5.16	"	
47		"	"	"	
48		"	"	"	
49	伊東三郎 49.4.1	山影繁夫 49.4.1	宮原憲輔 49.4.1	"	
50	"	"	"	"	
51	須磨轟 51.4.1	宮原憲輔 51.1.16	富田正道 51.1.16	橋本治喜 51.4.1	
52	"	"	"	"	
53	"	富田正道 53.4.1	山中行 53.4.1	"	
54	"	"	"	宮田龍一 54.4.1	
	職名	教務係長	学生係長	学生会館係長	体育係長
24		(学生課) 富永波留男 24.7.1	旧補導係長 田中国雄 24.7.1		
25		"	"		
26		"	"		
27		"	"		
28		"	"		
29		米村岩男 29.10.1	甲佐慶輔 29.9.4		
30		"	"		
31		"	"		
32		"	"		
33		"	"		

34	米村岩男 29.10.1	徳永庄作 34.11.1			
35	"	"			
36	山影繁夫 36.6.1				
	吉村繁徳 36.12.1	山影繁夫 36.12.1			
37	山本賢治 37.11.15	吉村繁徳 37.11.15			
38	井芹勝喜 38.9.1	"			
39	"	"			
40	"	"			
41	内村尊 41.12.1	"	森川渡 41.4.1		
42	"	"	"		
43	書川清哉 43.9.1	"	"		
44	"	"	早田秋男 44.3.1		
45	"	"	"		
46	"	遠山清 46.5.16	芥川義雄 46.5.16		
47	"	"	寺本勉 47.5.1		
48	矢富雙 48.4.1	"	繁永守 48.4.1		
49	49.6.6	野田実 49.6.7	河原信晴 49.6.7	繁永守 49.6.7	
50		"	"	"	
51		"	統陸男 51.4.1	"	
52		矢富雙 52.5.1	"	西野勝馬 52.4.16	
53		"	小野正 53.4.1	"	
54		"	"	"	
職名		厚生係長	保健係長	寮務係長	入学試験係長
年度					
24	(厚生課) 吉岡末雄 24.7.1	春義恒 24.7.1			(入学主幹)
25	岡田朝彦 25.12.6	望月一郎 25.12.5			
26	"	統陸男 26.10.1			
27	"	"			
28	"	"			
29	宮原繁人 29.10.1	"			
30	"	"			
31	"	"			
32	"	"			
33	"	"			
34	"	"			

35	宮原 繁人 29 10 1	統 陸 男 26 10 1	甲 佐 度 輔 35 2 1	
36	森 川 渡 36 6 1	"	"	
37	"	"	"	
38	"	"	山 影 繁 夫 38 11 15	
39	"	"	村 上 敏 行 39 12 1	
40	"	"	"	
41	富 田 正 道 41 4 1	"	"	
42	"	"	"	
43	"	"	山 本 賢 治 43 6 1	
44	"	"	"	
45	"	"	"	
46	"	"	"	
47	"	"	霧 森 鉄 雄 47 5 1	
48	寺 本 勉 48 4 1	"	"	
49	"	"	"	矢 富 隻 49 6 7
50	船 場 鉄 彦 50 4 1	"	寺 本 勉 50 4 1	"
51	"	里 田 亘 51 4 1	他 田 正 勝 51 4 1	"
52	"	"	"	坂 田 節 夫 52 5 1
53	"	"	"	"
54	古 庄 龍 54 4 1	下 村 勝 一 54 4 1	"	遠 山 清 54 4 1

2. 入学生及び卒業生

(1) 入 学 生

昭和24年度、本学の設置にあたって入学した学生は、総計1,154名で、内訳は法文学部209名、教育学部2年課程348名、同4年課程168名、理学部123名、薬学部86名、工学部220名であった。

当時は、現在のように学科または課程別に入学者を決定することなく、学部として一括入学者を選抜し、入学を許可していた。

入学志願者については、第1回の入学者1,154名に対し、志願者の総数は2,433名であったが、逐年学部学科の増設、整備とあいまって入学定員も増し、昭和54年度には入学者1,649名に対し志願者総数は3,574名に達した。また女子の進学率も年々高くなり、昭和54年度の入学者についてみると、前記1,649名のうち381名で、23%を示し、とくに教育学部は多く49%以上か女子学生となっている。

昭和24年度以降の入学者数及び志願者数は、それぞれ次表のとおりである。

第1節 学生部のあゆみと現況

学部	学課, 課程	年度								
		昭和24年度			昭和25年度			昭和26年度		
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
法文学部	法哲学史文 学科学計 科科科	200	413	209	200	762	221	200	680	218
教育学部	小学校教員養成課程									
	中学校教員養成課程 養護学校教員養成課程 特別教科(看護)教員養成 2年課程 4年課程	320 160	394 207	348 168	320 160	293 458	237 171	270 220	408 482	219 205
理学部 甲(乙)内数	数物化地生 理物理学 学科学計 科科科科	110 (40)	658 (423)	123 (49)	110 (40)	625 (436)	137 (60)	110 (40)	401 (256)	122 (45)
医学部	進学課程 専門課程 計							80	209	99
								80	209	99
薬学部	薬製剤学 科 計	80	170	86	80	408	89	80	370	80
工学部	土木建築環境資源 金属機械生産電気 工業化学 科科科科科科科科 科科科科科科科科 科科科科科科科科 科科科科科科科科 科科科科科科科科 計									
		200	591	220	200	768	221	200	920	220
合計		1,070	2,433	1,154	1,070	3,314	1,076	1,160	3,470	1,163

学 部	学 課, 課 程	年 度								
		昭和27年度			昭和28年度			昭和29年度		
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
法文学部	法 学 科 哲 学 科 史 学 科 文 学 科 計	200	420	203	200	635	204	200	541	212
教育学部	小学校教員養成課程									
	中学校教員養成課程									
	養護学校教員養成課程									
	特別教科(看護)教員養成									
	2 年 課 程	270	343	230	270	513	231	270	506	226
	4 年 課 程	220	456	207	220	532	209	220	555	207
理学部 甲(乙)内数	数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 地 学 科 生 物 学 科 計	110 (40)	297 (187)	124 (51)	110	463	122	110	466	120
医学部	進 学 課 程 専 門 課 程 計	80	231	81	80	331	90	80	366	87
		80	231	81	80	331	90	80	366	87
薬学部	薬 剂 学 科 製 薬 学 科 計	80	264	80	80	333	83	80	357	81
工学部	土 木 工 学 科 建 築 学 科 環 境 建 設 工 学 科 資 源 開 発 工 学 科 金 属 工 学 科 機 械 工 学 科 生 産 機 械 工 学 科 電 気 工 学 科 電 子 工 学 科 工 業 化 学 科 計									
		200	686	220	200	1,117	213	200	1,157	210
	合 計	1,160	2,697	1,145	1,160	3,924	1,152	1,160	3,948	1,143

第1節 学生部のあゆみと現況

学 部	学 課, 課 程	年 度			昭和30年度			昭和31年度			昭和32年度		
		入学定員, 志願者, 入学者			入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
		入学定員	志願者	入学者									
法文学部	法 学 科 哲 学 科 史 学 科 文 学 科 計	200	830	218	200	815	209	200	697	221			
教育学部	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 養護学校教員養成課程 特別教科(看護)教員養成 2 年 課 程 4 年 課 程	270 220	775 952	249 219	270 220	797 1,005	279 223	100 235	248 719	110 239			
理学部	数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 地 学 科 生 物 学 科 計	70	167	71	70	201	73	70	160	72			
医学部	進 学 課 程 専 門 課 程 計	60 80 140	515 418 933	61 91 152	60 80 140	541 362 903	60 90 150	60 80 140	466 243 709	60 91 151			
薬学部	薬 劑 学 科 製 薬 学 科 計	80	466	80	80	500	82	80	430	81			
工学部	土 木 工 学 科 建 築 学 科 環 境 建 設 工 学 科 資 源 開 発 工 学 科 金 属 工 学 科 機 械 工 学 科 生 産 機 械 工 学 科 電 気 工 学 科 電 子 工 学 科 工 業 化 学 科 合 成 化 学 科 計	200	1,138	200	200	1,112	209	200	1,364	230			
	合 計	1,180	5,261	1,189	1,180	5,333	1,225	1,025	4,327	1,104			

学 部	学 課, 課 程	年 度			昭和33年度			昭和34年度			昭和35年度		
		入学定員, 志願者, 入学者			入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
法文学部	法 学 科 哲 学 科 史 学 科 文 学 科 計	185	682	197	185	814	156	185	915	178			
教育学部	小 学 校 教 員 養 成 課 程 中 学 校 教 員 養 成 課 程 養 護 学 校 教 員 養 成 課 程 特 別 教 科 (看 護) 教 員 養 成 2 年 課 程 4 年 課 程	60 250	149 736	75 227	280	856	278	280	986	261			
理学部	数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 地 物 学 科 生 物 学 科 計	80	216	67	80	302	68	80	361	73			
医学部	進 学 課 程 専 門 課 程 計	80 80 160	418 167 585	69 87 156	80 80 160	364 212 576	85 88 173	80 80 160	404 172 576	90 87 177			
薬学部	薬 劑 学 科 製 薬 学 科 計	80	393	78	80	355	82	80	318	77			
工学部	土 木 工 学 科 建 築 学 科 環 境 建 設 工 学 科 資 源 開 発 工 学 科 金 属 工 学 科 機 械 工 学 科 生 産 機 械 工 学 科 電 気 工 学 科 電 子 工 学 科 工 業 化 学 科 合 成 化 学 科 計	225	1,656	240	265	1,358	283	285	1,205	284			
	合 計	1,040	4,417	1,040	1,050	4,261	1,040	1,070	4,361	1,050			

学 部	学 課、 課 程	年 度		昭和39年度			昭和40年度			昭和41年度		
		入学定員, 志願者, 入学者		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者		
法文学部	法 学 科	100		127	100		110	100		114		
	哲 学 科	15		71	15		92	15		89		
	史 学 科	25			25			25				
	文 学 科	45		45		45		45				
	計	185	914	198	185	945	202	185	1,006	203		
教育学部	小学校教員養成課程	150		135	160		166	190		182		
	中学校教員養成課程	110		94	110		77	80		103		
	養護学校教員養成課程	20		6	20		0	20		7		
	特別教科(看護)教員養成計							20		8		
	計	280	979	235	290	1,056	243	310	1,314	300		
理学部	数 学 科	20		19	20		24	20		24		
	物 理 学 科	20		17	20		19	20		17		
	化 学 科	20		17	20		19	20		19		
	地 学 科	10		9	10		11	15		10		
	生 物 学 科	10		11	10		10	15		11		
	計	80	223	73	80	261	83	90	291	81		
医学部	進 学 課 程	80	399	89	100		103	100		104		
	専 門 課 程	80	88	88								
	計	160	487	177	100	465	103	100	489	104		
薬学部	薬 剂 学 科											
	製 薬 学 科											
	計	80	260	84	80	330	81	80	267	87		
工学部	土 木 工 学 科	30		32	30		37	30		38		
	建 築 学 科	25		29	25		30	25		30		
	環 境 建 設 工 学 科	40		30								
	資 源 開 発 工 学 科				40		36	40		34		
	金 属 工 学 科	40		38	40		31	40		37		
	機 械 工 学 科	80		67	80		77	80		82		
	生 産 機 械 工 学 科											
	電 気 工 学 科	90		77	90		80	90		86		
	電 子 工 学 科											
工 業 化 学 科	40		40	80		75	80		83			
	計	345	1,100	313	385	1,372	366	385	1,283	390		
	合 計	1,130	3,963	1,080	1,120	4,429	1,078	1,150	4,650	1,165		

学 部		学 課, 課 程		年 度			昭 和 4 2 年 度			昭 和 4 3 年 度			昭 和 4 4 年 度		
				入学定員, 志願者, 入学者			入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
				入学定員	志願者	入学者									
法文学部	法 学 科	150	555	166	150	1,028	174	150		164					
	哲 学 科	15			15			15							
	史 学 科	25	380	90	25	365	95	25	45	89					
	文 学 科	45			45			45							
	計	235	935	256	235	1,393	269	235	1,675	253					
教育学部	小学校教員養成課程	190	600	175	190	857	176	190		172					
	中学校教員養成課程	80	672	84	80	700	88	80		81					
	養護学校教員養成課程	20	24	7	20	35	3	20		7					
	特別教科(看護)教員養成	20	13	6	20	50	12	20		8					
	養護教諭養成課程計	310	1,309	272	310	1,642	279	310	1,292	268					
理学部	数 学 科	20	57	23	30	180	30	30		27					
	物 理 学 科	20	66	18	30	151	30	30		28					
	化 学 科	20	70	18	20	125	16	20		21					
	地 学 科	15	20	14	15	69	15	15		14					
	生 物 学 科	15	34	14	15	104	14	15		17					
計	90	247	87	110	629	105	110	594	107						
医学部	進 学 課 程	100	536	107	100	922	104	100	960	107					
	専 門 課 程 計	100	536	107	100	922	104	100	960	107					
薬学部	薬 劑 学 科	40	176	43	40	216	40	40		44					
	製 薬 学 科	40	112	45	50	307	51	50		49					
	計	80	288	88	90	523	91	90	436	93					
工学部	土 木 工 学 科	30	189	37	40	352	40	40		42					
	建 築 工 学 科	40	171	38	40	324	38	40		40					
	環 境 建 設 工 学 科	40	114	36	40	146	33	40		41					
	資 源 開 発 工 学 科	40	106	36	40	198	35	40		38					
	機 械 工 学 科	80	318	82	80	400	78	40	40	77					
	生 産 機 械 工 学 科							40							
	電 気 工 学 科	90	296	86	90	511	92	50	40	103					
	電 子 工 学 科	80	324	76	80	250	80	40	40	82					
	工 業 化 学 科							40							
合 成 化 学 科	40			40			40								
計	400	1,518	391	410	2,181	396	410	2,411	423						
合 計		1,215	4,833	1,201	1,255	7,290	1,244	1,255	7,368	1,251					

学 部	学 課, 課 程	年 度			昭 和 4 5 年 度			昭 和 4 6 年 度			昭 和 4 7 年 度		
		入 学 定 員, 志 願 者, 入 学 者			入 学 定 員	志 願 者	入 学 者	入 学 定 員	志 願 者	入 学 者	入 学 定 員	志 願 者	入 学 者
法 文 学 部	法 学 科	150	928	169	150	788	155	150				163	
	哲 学 科	15	346	91	15	341	15	90	15	90		90	
	史 学 科	25			25		25						
	文 学 科	45			45		45						
	計	235	1,274	260	235	1,129	245	235	1,257	253			
教 育 学 部	小 学 校 教 員 養 成 課 程	190		164	190	489	154	190				175	
	中 学 校 教 員 養 成 課 程	80		79	80	545	81	80				85	
	養 護 学 校 教 員 養 成 課 程	20		8	20	17	4	20				9	
	特 別 教 科 (看 護) 教 員 養 成	20		6	20	47	16	20				13	
	計	310	1,021	257	310	1,098	255	310	1,096	282			
理 学 部	数 学 科	30		28	30	123	27	30				28	
	物 理 学 科	30		27	30	151	27	30				30	
	化 学 科	20		20	20	105	20	20				19	
	地 学 科	15		12	15	32	14	15				14	
	生 物 学 科	15		14	15	57	13	15				15	
計	110	562	101	110	468	101	110	373	106				
医 学 部	進 学 課 程	100	927	104	100	869	100	100	773	105			
	計	100	927	104	100	869	100	100	773	105			
薬 学 部	薬 剂 学 科	40		43	40	277	42	40				42	
	製 薬 学 科	50		49	50	185	47	50				52	
	計	90	292	92	90	462	89	90	401	94			
工 学 部	土 木 工 学 科	40		39	40	209	38	40				39	
	建 築 学 科	40		42	40	372	40	40				40	
	環 境 建 設 工 学 科	40		39	40	87	39	40				37	
	資 源 開 発 工 学 科	40		35	40	94	31	40				28	
	機 械 工 学 科	40	78	78	40	384	40	70	40	77			
	生 産 機 械 工 学 科	40			40								
	電 気 工 学 科	50	89	89	50	437	85	85	50	89			
	電 子 工 学 科	40			40								
	工 業 化 学 科	40	79	79	40	246	63	63	40	70			
	合 成 化 学 科	40			40								
計	410	2,208	401	410	1,829	366	410	1,681	380				
合 計		1,255	6,284	1,215	1,255	5,855	1,156	1,255	5,581	1,220			

学 部	学 課, 課 程	年 度								
		昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度		
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
法文学部	法 学 科	150	809	168	150	819	179	165	836	176
	哲 学 科	15	345	89	15	357	91	15	441	101
	史 学 科	25			25			25		
	文 学 科	45			45			45		
	計	235	1,154	257	235	1,176	270	250	1,277	276
教育学部	小学校教員養成課程	190	483		190			190		
	中学校教員養成課程	80	607		80			80		
	養護学校教員養成課程	20	39		20			20		
	特別教科(看護)教員養成	20	21		20			20		
	養護教諭養成課程									
計	310	1,150	290	310	1,440	327	310	1,598	346	
理学部	数 学 科	30	111		30			30	104	
	物 理 学 科	30	132		30			30	148	
	化 学 科	20	117		20			20	84	
	地 学 科	15	26		15			15	31	
	生 物 学 科	15	65		15			15	77	
計	110	451	98	110	364	103	110	444	99	
医学部	進 学 課 程	120	814	119	120	724	122	120	771	117
	専 門 課 程	120	814	119	120	724	122	120	771	117
薬学部	薬 剂 学 科	40	232		40			40		
	製 薬 学 科	50	98		50			50		
	計	90	330	93	90	403	89	90	374	94
工学部	土 木 工 学 科	40	240		40			40	211	
	建 築 学 科	40	400		40			40	369	
	環 境 建 設 工 学 科	50			50			50		
	資 源 開 発 工 学 科	40	119		40			40	139	
	金 属 工 学 科	40	48		40			40	68	
	機 械 工 学 科	40	363		40			40	335	
	生 産 機 械 工 学 科	40		40		40		40		
	電 気 工 学 科	50	396		50			50	399	
	電 子 工 学 科	40		40		40		40		
	工 業 化 学 科	40	146		40			40	174	
合 成 化 学 科	40	40			40		40			
計	460	1,712	382	460	1,628	498	460	1,695	466	
合 計		1,325	5,611	1,239	1,325	5,735	1,409	1,340	6,159	1,398

学部	学課、課程	年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度		
		入学定員, 志願者, 入学者			入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
		入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者	入学定員	志願者	入学者
法文学部	哲学	165	903	173	165	992	170	165	926	165	240	871	248			
	地域科学	15			15			25			25					
	史学	35	373	105	35	421	100	35	488	105	30	320	163			
	文学	45			45			45			40					
	計	260	1,276	278	260	1,413	270	270	1,414	270	400	1,191	411			
教育学部	小学校教員養成課程	230	914	194	230	967	204	230	998	210	230	366	231			
	中学校教員養成課程	80	814	114	80	911	92	80	724	100	80	351	80			
	養護学校教員養成課程	20	29	5	20	32	16	20	28	20	20	10	20			
	特別教科(看護)教員養成	20	49	15	20	48	17	20	34	16	20	24	18			
	養護教諭養成課程				40	96	34	40	84	31	40	19	38			
	計	350	1,806	328	390	2,054	363	390	1,868	377	390	770	387			
理学部	数学	30	136	29	30	153	27	30	123	28	30	62	30			
	物理学	30	148	29	30	123	29	30	135	29	30	83	30			
	化学	20	85	21	20	114	19	20	80	22	20	40	20			
	地学	15	23	15	20	27	13	20	29	21	20	18	19			
	生物学	15	81	14	15	88	15	15	82	16	15	22	15			
	計	110	473	108	115	505	103	115	449	116	115	225	114			
医学部	進学課程	120	692	119	120	728	124	120	622	119	120	345	119			
	専門課程															
	計	120	692	119	120	728	124	120	622	119	120	345	119			
薬学部	薬剂学	40	244	40	40		41	40		43	40	114	42			
	製薬学	50	130	49	50		51	50		49	50	90	49			
	計	90	374	89	90	373	92	90	397	92	90	204	91			
工学部	土木工学	40		33	40		41	40		36	40		49			
	環境建設工学科土木コース		289			288			227			114				
	環境建設工学科建築コース	50		50	50		52	50		47	50		52			
	計		377			414			370			222				
	建築学	40		44	40		40	40		45	40		44			
	資源開発工学科	40	140	41	40	149	41	40	138	38	40	50	44			
	金属工学科	40	65	36	40	85	33	40	93	30	40	15	40			
	機械工学科	40		39	40		41	40		35	40		44			
	生産機械工学科	40	318	37	40	293	43	40	377	39	40	104	43			
	電気工学科	50		48	50		48	50		46	40		43			
	電子工学科	40	464	50	40	460	51	40	518	45	40	282	44			
	情報工学科										40		41			
工業化学	40		35	40		35	40		33	40		40				
合成化学	40	184	38	40	215	37	40	214	32	40	52	43				
	計	460	1,837	451	460	1,904	462	460	1,937	426	490	839	527			
	合計	1,390	6,458	1,373	1,435	6,977	1,414	1,445	6,687	1,400	1,605	3,574	1,649			

(備考) 法文学部は、昭和54年度に文学部と法学部に分離改組された。

大学院及び専攻科入学者数

年 度	文学研究科	法学研究科	理学研究科	医学研究科	薬学研究科	工学研究科	教育専攻科
昭和34年度入学							
昭和35年度入学							
昭和36年度入学				33			
昭和37年度入学				50			
昭和38年度入学							
昭和39年度入学				48	11		1
昭和40年度入学				51	18	19	1
昭和41年度入学			13	51	19	43	4
昭和42年度入学			20	21	8	40	4
昭和43年度入学			17	32	17	26	4
昭和44年度入学			21	1	18	48	1
昭和45年度入学			21	3	15	48	0
昭和46年度入学			25	6	13	50	3
昭和47年度入学	9	11	26	16	19	82	1
昭和48年度入学	17	11	30	13	16	78	6
昭和49年度入学	11	6	19	11	18	88	1
昭和50年度入学	14	4	22	12	21	83	4
昭和51年度入学	17	7	33	18	20	90	3
昭和52年度入学	13	5	28	27	16	90	1
昭和53年度入学	16	12	31	27	22	85	1
昭和54年度入学	11	10	24	34	33	66	0
昭和 年度入学							
計	108	66	330	454	284	936	35

(2) 卒 業 生

本学は、発足以来昭和53年度までに、総計27,075名の卒業及び修了した学生に対し、それぞれ証書を授与した。

第1回卒業式は、昭和28年3月25日法文学部講堂で挙行された。この日鰐淵学長の告辞に続いて文部大臣代理をはじめ熊本県知事など来賓の祝辞があり、学園は喜びと希望あふれた空気に包まれた。その後学部・学科の整備充実により本学の規模も増大するにつれ、学生数も多くなり、同講堂において挙式することが困難となったので、第16回卒業式から熊本市民会館において挙行し、現在に至っている。

卒業生等の数も、第1回の503名にくらべ昭和53年度は1,338名と2.6倍強となり、これら卒業生等は、いま社会の各方面で活躍し、わが国の政治、経済、教育及び文化の発展向上につくしている。

第1回以降の卒業生及び修了学生数は、次表のとおりである。

年度別卒業及び修了状況

年度	学部 法文学部	教育学部		理学部	医学部	薬学部	工学部	計	
		(2年課程) 修了者数	(4年課程) 卒業者数					修了者数	卒業者数
昭和25年度		244						244	
昭和26年度		195						195	
昭和27年度	114	167	131	32		59	167	167	503
昭和28年度	154	203	141	41		73	186	203	595
昭和29年度	177	204	167	47	92	72	189	204	744
昭和30年度	171	195	164	50	87	68	194	195	734
昭和31年度	175	196	189	31	79	77	187	196	738
昭和32年度	171	207	183	44	82	85	185	207	750
昭和33年度	179	99	196	45	93	78	181	99	772
昭和34年度	180	71	191	43	83	83	178	71	758
昭和35年度	177		184	34	91	78	198		762
昭和36年度	181		217	55	87	77	206		823
昭和37年度	145		253	61	81	88	255		883
昭和38年度	180		246	60	81	75	261		903
昭和39年度	176		256	65	87	78	263		925
昭和40年度	167		227	70	81	78	310		933
昭和41年度	186		238	60	79	80	285		928
昭和42年度	199		230	71	87	79	302		968
昭和43年度	188		222	78	108	83	286		965
昭和44年度	171		279	78	85	88	388		1,089
昭和45年度	232		248	62	96	86	334		1,058
昭和46年度	256		251	85	92	83	368		1,135
昭和47年度	208		253	87	115	95	370		1,128
昭和48年度	260		231	98	90	87	378		1,144
昭和49年度	232		248	84	104	96	389		1,153
昭和50年度	227		278	93	98	90	350		1,136
昭和51年度	245		275	87	110	92	322		1,131
昭和52年度	250		316	92	113	88	439		1,298
昭和53年度	274		338	99	112	98	417		1,338
計	5,275		6,152	1,752	2,313	2,214	7,588	1,781	25,294
								総計	27,075

専攻科修了者

設置年月日 年度	法文学専攻科		教育専攻科	理学専攻科	薬学専攻科	工学専攻科	特殊教育 特別専攻科
	文学	法学					
	33.4.1	33.4.1	38.4.10	30.7.1	29.4.1	29.4.1	48.4.1
昭和29年度					3	12	
昭和30年度				9	1	20	
昭和31年度				4	0	24	
昭和32年度				7	1	4	
昭和33年度	7	0		8	0	5	
昭和34年度	4	0		2	1	2	

設置年月日 年度	法文学専攻科		教育専攻科	理学専攻科	薬学専攻科	工学専攻科	特殊教育 特別専攻科
	文学	法学					
	33. 4. 1	33. 4. 1	38. 4. 10	33. 7. 1	29. 4. 1	29. 4. 1	48. 4. 1
昭和35年度	3	1		1	2	2	
昭和36年度	0	0		4	0	2	
昭和37年度	4	0		3	1	2	
昭和38年度	3	0	0	2	3	4	
昭和39年度	2	0	1	6	0	1	
昭和40年度	10	0	1	4			
昭和41年度	3	0	2				
昭和42年度	3	0	3				
昭和43年度	4	3	4				
昭和44年度	5	4	1				
昭和45年度	3	3	0				
昭和46年度	6	6	3				
昭和47年度	1	1	1				
昭和48年度			3				23
昭和49年度			1				21
昭和50年度			4				24
昭和51年度			3				18
昭和52年度			1				27
昭和53年度			1				30
昭和54年度			0				29
計	58	18	29	50	12	78	172

大学院修了者数

年 度	文学研究科	法学研究科	理学研究科	医学研究科	薬学研究科	工学研究科
昭和30年度						
昭和31年度						
昭和32年度						
昭和33年度				22		
昭和34年度				28		
昭和35年度				24		
昭和36年度				22		
昭和37年度				27		
昭和38年度				36		
昭和39年度				30		
昭和40年度				44	11	
昭和41年度				39	18	
昭和42年度			13	44	17	19
昭和43年度			17	46	8	41
昭和44年度			16	39	15	38
昭和45年度			18	21	15	23
昭和46年度			21	18	13	50
昭和47年度			26	4	12	47
昭和48年度	5	6	25	3	18	52

年 度	文学研究科	法学研究科	理学研究科	医学研究科	薬学研究科	工学研究科
昭和49年度	13	5	29	5	15	78
昭和50年度	14	4	16	15	18	78
昭和51年度	9	11	23	3	16	83
昭和52年度	13	2	29	5	16	88
昭和53年度	12	3	23	2	16	86
計	66	31	256	477	208	683

3. 学生の国際交流

(1) 留学生の受入

外国人留学生には、日本政府奨学金による国費外国人留学生と私費外国人留学生がある。国費外国人留学制度は、昭和29年度に設けられたが、本学には、当初医学部に私費による留学生が若干名在学していた。昭和30年代後半から、国費による留学生も増加してきたので、昭和38年度に外国人留学生全般に適用される「熊本大学外国人留学生規則」を制定し、従来の「熊本大学外国人学生規則」は廃止された。翌39年度には「熊本大学外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規則」が制定され、受け入れについての制度上の整備が行われた。又、昭和51年度には、従来からの国費外国人留学制度に加えて、受け入れ大学からの推せんにより、国費外国人留学生を採用する方式が設けられ、国際交流のある大学から学生を受け入れる道がひらかれた。国費及び私費による、これら外国人留学生は、いずれも入学定員外として入学を許可している。

本学には、現在21名の外国人留学生が在籍しているが、殆んど私費外国人留学生で、研究生、大学院学生として留学している。又、学部留学生の大部分は、東南アジアからの留学生である。

なお、昭和51年7月にはアメリカのイリノイ州立大学の学生15人を本学に招き、我が国の社会・文化・教育事情等に関するセミナーを開催し、学生の国際交流を深めた。

ところで、国際交流の進展により、受け入れの留学生が増大する傾向にあるが、宿舎の確保、日本語教育等大学側の受け入れ体制の整備・充実が特に必要となってきた。

本学における過去9年間の年度別留学生受け入れ状況は、次頁のとおりである。

(2) 留学生の派遣

昭和47年度に「学生国際交流制度」昭和48年度に「教員養成大学・学部学生海外派遣制度」が設けられ、これに伴い修得単位の認定及び留学期間も修業年限として算入することも可能となり、学生は休学することなしに国費で海外の大学で学ぶことができるようになった。

これら交流制度の目的とするところは、「我が国の学生が広く諸外国の学生とともに勉学する機会を拡大すること。」「大学間の国際交流の促進に寄与すること。」ひいては、「留学生生活を

本学における年度別留学生受入状況

年 度	学 部	学部学生	大学院	聴講生 研究生	計	国 籍
46	医 計	1 1			1	中 国
47	医 工 計	3 3 6	1 1		7	中 国 マレーシア(1), ベトナム(2)
48	法 文 医 計	2 3 5			5	中 国 中 国
49	医 薬 工 計	4 1 5	1 1	2 1 3	9	中 国 中 国 インドネシア, ベトナム
50	法 文 教 育 医 薬 工 計	1 1 2	2 4 6	1 1 1 3	11	中国, アメリカ ブラジル 中 国 バングラディッシュ, 中国 カンボジア, ベトナム, メキ シコ, フィリピン, ペルー
51	法 文 教 育 医 工 計	1 1 1 3		1 1 3 5	8	中 国 ブラジル 中 国 マレーシア, 中国, ベトナム, ペルー
52	教 育 医 工 計	2 2		1 3 4	6	ブラジル 中国, コロンビア 中 国
53	法 文 教 育 医 薬 工 体 研 計	1 1		1 3 2 3 1 10	11	アメリカ ブラジル, ペルー 中 国 アルゼンチン, 中国 マレーシア 中 国
54	文 教 育 医 薬 工 計		1 2 3	1 2 4 1 9	12	アメリカ ブラジル, アメリカ 中 国 中 国 中 国
合 計		25	11	34	70	

通じて国際理解を深めること。」である。本学においては、この両制度により、それまでは受け入れが中心で、学生の海外派遣が殆んどない状況から一歩前進し、外国の大学に学生を派遣する状況が生まれてきた。

現在本学では、この制度にのっとり昭和52年度から、アメリカのイリノイ州立大学に2名の学生を派遣している。又、昭和53年度から、オーストラリアのニューキャッスル大学にも1名の学生を派遣している。

これら派遣学生についても、今後解決すべき問題がある。その主なものは帰国後の単位認定の基準、我が国と外国との授業開始時期の相違により、留学終了後、学部学生の場合は、事実上卒業延期を余儀なくされることである。

このような問題が解決されれば、よりよい国際交流が実現するものと思われる。

4. 学生の補導機構

学生部長が、学生の厚生補導の実をあげるには、これを補佐し、協力する学内の組織が必要であることはいうまでもない。本学では学生部設置以来、全学的な検討を重ね、昭和24年9月28日熊本大学厚生補導協議会が置かれ、学長、学生部長、各学部長、附属病院長及び各学部教官各1人で組織され、学生の諸活動及び福利施設に関することを審議し、全学的な連絡調整にあたることとなった。さらに、学生と直接折衝にあたる組織として、この厚生補導協議会に専門委員会（昭和38年12月24日設置）が置かれた。

その後、学内情勢の変化などにより、厚生補導協議会の目的、組織及び位置づけ等諸般にわたり検討された結果、厚生補導協議会は廃止され、昭和42年6月20日現在の学生部委員会が設置された。

各学部及び教養部においても、学生部委員会と有機的に連絡協力する学生問題に関する委員会等が置かれている。

学生部委員会規則（昭和42年6月20日）
（制 定）

（設置）

第1条 熊本大学学則第14条第1項の規定に基づき、熊本大学学生部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、本学学生の厚生補導に関する次の事項を審議する。ただし、評議会の審議事項に属するものについては、さらにその議に付するものとする。

- (1) 学長の諮問事項
- (2) 学生部の予算概算に関する事項
- (3) 全学的共通事項
- (4) 各学部および教養部間の連絡調整事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 各学部および教養部ごとに教官2人

2 前項第2号の委員は、各学部および教養部の教授のうちから当該学部長または教養部長が推せんし、学長が委嘱する。ただしやむを得ない理由がある場合は、2人のうち1人は助教授を推せんすることができる。

3 前項の委員に欠員を生じた場合は、当該学部または教養部から前項の方法により補欠の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第3項の規定により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長2人を置く。

2 委員長は学生部長をもって充て、副委員長は委員の互選によって定める。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

第7条 会議は、第3条第1項第2号の委員各1人以上の出席により成立する。

第8条 会議は、毎月定例日にこれを開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の出席)

第9条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要があるときは、臨時に部会を設けることができる。

(幹事)

第11条 委員会に幹事を置き、学生部次長をもって充てる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、学生部において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和42年6月20日から施行する。

2 熊本大学厚生補導協議会規則（昭和26年6月15日制定）および熊本大学厚生補導専門委員会規則（昭和38年10月24日制定）は、この規則による最初の委員発令の日からこれを廃止する。

3 この規則施行後の最初の第3条第1項第2号の委員のうち各1人の任期は、第4条本文の規定にかかわらず1年とする。

5. 学生の課外活動とその施設

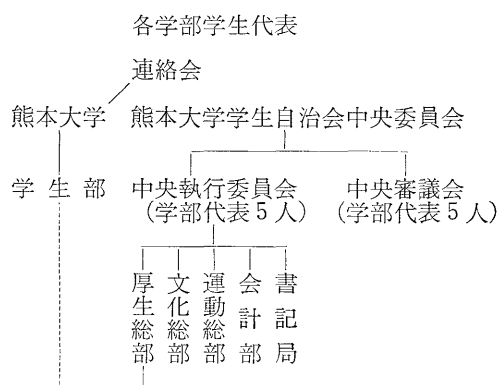
(1) 課外活動の変遷

現在、全国の大学における課外活動のための団体には、その組織上からみていくつかの形態

がある。

本学では、新制大学発足以来、旧制諸学校の伝統を受け、旧来の施設及び活動形態のまゝ続けられていたが、昭和26年頃、学生自治会を組織し、学部単位の自治会とこれを総括する連合組織とし、この連合組織のなかに、運動総部及び文化総部を含め、もって課外活動の発展を図ろうとする動きが起った。同26年11月には、この自治会とは別個に、全学的学友会を組織し、これには教職員も加えて、さらに課外活動の助成にあたらうとする動きがあった。

自治会組織図（昭和26年現在）



自治会は、一部の学部を除いて結成の運びとなった。さらに各組織間の連絡を密にするため全学的な親睦と福祉の発展をも目的として、前記図のような形態の組織ができたが、運営上積極的な活動が出てこなかった。そこで各学部の自治会執行委員等の了解を得て、教職員を含めた全学的な協力を求め、熊本大学学友会を組織した。これは体育、文化の課外活動に対する経済的援助を目的としたものであったが、これも運営面において活発な活動が出てこなかった。

各学部の自治会は、法文、教育、医及び薬の学部で結成されたが、財政的基盤が弱かったこと及び学部中心主義にかたより過ぎたため法文学部及び教育学部の自治会は自然解消の形となり、現在医学部及び薬学部がそれぞれ学友会、自治会として存続し、活動している。理学部及び工学部は、当初から自治会は結成できなかった。

昭和35年4月、全学の学友会を再編しようとし、組織を整えたが、学部自治会の妨害等があった実行するまでに至らなかった。この間にあっても、体育及び文化の各サークルは、事態の変化にかかわらず活動を続けていた。

現在、課外活動の学生団体は、体育会（体育系のサークルを統轄した組織）があり、これのほかに医学部学友会及び文化系各サークルがある。体育会及び文化部会は、昭和26年頃から全学自治会の一団体として、課外活動を続けてきた。大学は課外活動は有意義なものであるとして、指導、助言及び援助を行ってきたが、国費による援助には限度があるので、昭和40年度から財政援助を強化するため、新入学生の父兄から課外活動費を徴集し、学生部長がこれの運用にあたった。しかしこの方策について疑問点が生じたので、昭和47年3月限りでこの方策を停止した。続いて同年4月から、課外活動を助成する目的をもって、父兄組織による熊本大学課

外活動助成会が発足し、初代理事長に菅敏夫氏が就任された。

以上のような経過のなかで、体育会に関しては、大学との意思疎通も十分行われ平常に経過してきたが、文化部会は、体育会と全く異質の性格をもち、またその主張も大学の関与を拒否し、完全自主運営を唱え大学の方策に反する態度をとった。このため大学との関係は断絶していたが、昭和50年12月一部学生が現在のいわゆる文化部会を再建したと称し、公認を求めているが、現在も折衝を重ねているが未公認の状態である。

本学は、課外活動の助成に関して、学友会方式、学生部が父兄の寄付会を運用する方式、父兄の組織による助成会方式と様々な方策を模索しながら、また国費による設備、施設の援助を行ってきたが、昭和50年10月、学生部委員会において、課外活動の本質及び問題点を分析、検討し、次のような改善方策を出した。

学生は、自己の判断と責任において行動すべきである。学生の団体も団体の責任において活動し、資金の調達及びスポーツ災害等についても学生自身が十分配慮すべきである。勿論、大学は課外活動は有意義であるとの認識をもち、可能な限り課外施設の整備に努力し、財政面について、側面から指導、援助又は助言を与えることが望ましい。

この改善方策に基づいて、熊本大学課外活動助成会は、昭和51年度をもって実質的に解散した。

(2) 部・会の現況

体育会：昭和26年、全学学友会当時は、14サークルであったが、時とともに増えている。当初は、軟式野球、硬式野球、漕艇、陸上競技、水泳、バレーボール、バスケットボール、軟式テニス、硬式テニス、山岳、柔道、サッカー、ラグビー、体操、卓球の各サークルであった。練習場も不十分であったが、法文、教育、理、医、薬の各学部にあった運動場と、法文学部3面、工学部2面、医学部2面のテニスコート並びに、法文学部の体育館及びプールを利用して活動を続けてきた。

昭和26年4月、九州地区大学体育大会が熊本大学において開催され、本学から多数の選手が出場した。この体育大会は、全人教育の一環として、大学教育のなかに体育がとり入れられたことを期し、併せて大学課外活動のなかの体育活動を助長、育成する意義のもとに発足し、以後現在の第28回体育大会まで、毎年多数の選手団を派遣し相当の成果をあげている。

昭和48年度から、熊本市五大学総合体育大会が発足した。ちなみに、加盟五大学は本学のほか、熊本商科大学、熊本工業大学、九州東海大学及び熊本女子大学である。

熊本大学と熊本商科大学の間に対抗定期戦も行われ、成績も両大学とも相変わらず好成果をあげている。

文化系サークル：昭和26年、全学学友会当時は、4サークルであったが、大学の大量化の流れとともにさまざまなサークルが、増えてきている。当初は、映画、音楽、演劇、美術の各サークルであった。練習場もほとんどなく、旧制五高の講堂及び教室等を利用して活動を続けてきた。昭和28年、九州地区大学文化連合行事が、本学と佐賀大学において開催され、本学から

も多数の学生の作品を出品，練習成果が発表された。この文化連合行事は，昭和39年度開催の際，その自主性や各大学サークル間の意見などを無視されたと学生が主張し始めたことを契機に，次第に運営が困難となり，学生側とかなりの摩擦を生じ，大学側（九州地区）も解決に努力したが，結局昭和45年度本学の当番から取り止めることとなった。

文化系サークルは，大学の内外において，発表会及び演奏会その他ボランティア活動を続けて

昭和53年度体育系サークル一覧

整理番号	サークル名	顧問 教 官		所属学生数 ()内は女子で内数	
		所属学部	氏 名		
1	陸上競技部	教 育	金 守 新 一	38	(7)
2	硬式野球部	"	川 崎 順一郎	29	
3	準硬式野球部	教 養	谷 口 紘 八	30	(2)
4	硬式庭球部	"	田 中 省 三	106	(31)
5	軟式庭球部	教 育	金 守 新 一	98	(37)
6	水 泳 部	教 養	水 野 正 一	26	(3)
7	男子バレーボール部	"	岩 崎 健 一	28	(4)
8	女子バレーボール部	"	"	12	(12)
9	バスケットボール部	"	古 川 昌 弘	32	(14)
10	卓 球 部	教 育	金 丸 忠 義	55	(14)
11	バドミントン部	"	金 守 新 一	61	(20)
12	合 気 道 部	理 学	長 谷 義 隆	50	(10)
13	柔 道 部	医 学	田 中 育 郎	15	
14	剣 道 部	体 研	原 田 正 純	45	(3)
15	弓 道 部	教 育	鈴 木 康 平	39	(17)
16	漕 艇 部	工 学	堀 内 清 治	39	(3)
17	自 動 車 部	"	柏 木 潤 一	46	(11)
18	航 空 部	"	奥 田 襄 介	27	(2)
19	山 岳 部	"	大 見 美 智 人	9	(1)
20	馬 術 部	病 院	大 見 秀 尚	25	(13)
21	空 手 道 部	工 学	藤 田 昌 大	27	
22	サ ッ カ ー 部	教 養	西 岡 寅 雄	35	(2)
23	体 操 部	教 育	照 屋 常 吉	19	(11)
24	フ ォ ー ク ダ ン ス 部	"	須 藤 智 恵	19	(12)
25	ヨ ッ ト 部	医 学	西 勝 英	21	(2)
26	ワ ン ダ ー フ ォ ー ゲ ル 部	工 学	石 原 修	85	(23)
27	ア ー チ ョ ー リ ー 部	"	江 川 博 明	58	(21)
28	ラ ク ビ ー 部	教 育	池 田 一 徳	54	(9)
29	ホ ッ ケ ー 部	教 養	西 岡 寅 雄	22	(2)
30	ハ ン ド ボ ー ル 部	教 育	照 屋 常 吉	22	(2)
31	少 林 寺 拳 法 部	工 学	安 河 内 一 夫	33	(2)
32	ブ ラ ス バ ン ド 部	"	安 井 平 司	36	(15)
33	少 林 寺 武 徳 会 部	理 学	豊 田 宏 一	30	
34	ボ ク シ ン グ 部	教 養	岩 崎 健 一	13	
35	応 援 団 部	教 育	金 守 新 一	24	(2)
36	フ ェ ン シ ン グ 部	"	"	20	(6)
計				1328	(313)

おり、近年落語研究会など日本古来の芸術にいとむ異色の同好会も生まれている。

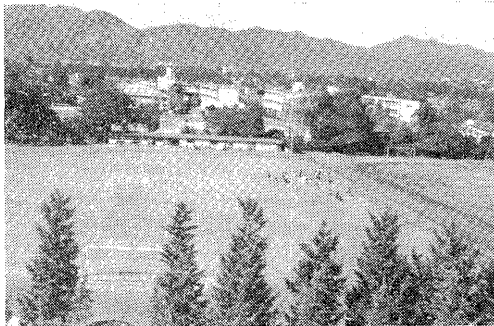
次表は、昭和52年度体育系サークル別人員構成表である。なお、文化系サークルは、現在約22サークルと同好会があるようである。

学部別体育系サークル人員及び比率表

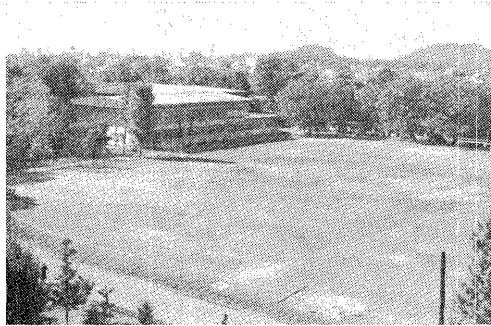
区 分	学 部	法 文	教 育	理	医	薬	工	その他	合 計
人 員		207 (45)	303 (165)	102 (14)	68 (11)	48 (42)	567 (5)	33 (31)	1,328 (313)
比 率		15.6%	22.8%	7.7%	5.1%	3.6%	42.7%	2.5%	
学 生 総 数		1,212 (302)	1,414 (879)	467 (77)	252 (31)	371 (286)	1,999 (20)		5,715 (1,595)
学生総数に対する比		17.1%	21.4%	21.8%	26.9%	12.9%	28.4%		23.2%

(3) 体育施設

運動場(武夫原)：昭和45年に一部を拡張したが、昭和46年度からの武夫原改修3か年計画により、昭和46年度に北側部分に300mトラックをもつ陸上競技場を、昭和47年度に中央部分にサッカー場を、昭和48年度に南側部分にラグビー場をそれぞれ完成した。総面積27,168m²である。



東側より見た武夫原

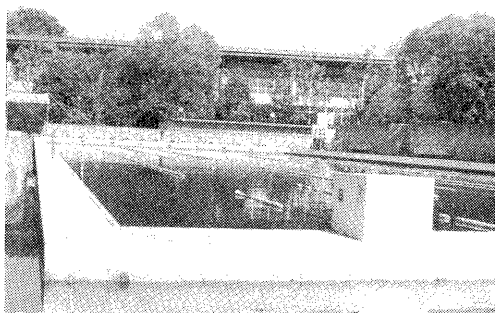


体 育 館

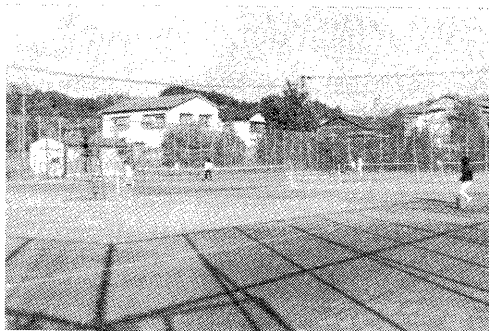
体育館(黒髪北地区)：昭和44年3月に完成し、鉄筋コンクリート2階建延面積3,596m²を有する。Aブロック大体育室はバスケット2面、バレー3面、バドミントン8面の各々の広さをとることができるほか、鉄棒等の器具を取り付けている。Bブロックは117畳敷きの柔道場、同じ広さの剣道場、2階は小体育室やピアノ室等がある。Cブロックは洗面所、ロッカー等を置き、機能的に分離かつ調和をとり、採光及び換気にも配慮されている。

水泳プール(黒髪北地区)：旧プールは、本学の赤門のすぐ西側構内にあったが、老朽のため現在の体育館南側に建設、昭和46年3月に完成した。広々としたプールサイドと循環浄化装置をもつ、50m8コースで、総面積5,239m²である。

庭球コート：工学部構内にあるコート6面(3,960m²)は、昭和35年に熊本国体の庭球競



水泳プール



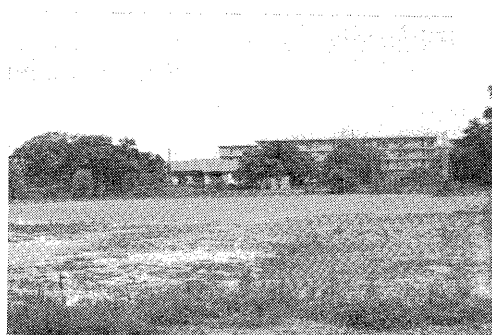
庭球コート

技場として同年8月に完成したものであり、教育学部附属養護学校北側にあるコート4面(2,685m²)は昭和47年3月に完成したものである。

弓道場(黒髪北地区)：弓道場は、かつて現在の外人宿舎横にあったが、種々の支障が起こり、昭和48年2月に新築移転した。赤門のすぐ西側にあり、鉄骨平屋、射場149m²、的場39m²、10人立の本格的弓道場である。



弓道場



野球場

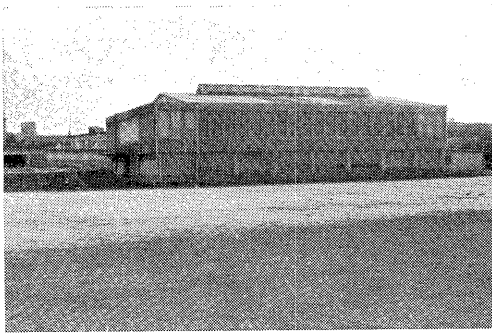
大江総合運動場(市内大江川鶴)：昭和49年6月1日、熊本電波高等学校跡地41,226m²が本学に所管換されたので、この地を大江総合運動場として、主として課外体育の施設にあてることとなり、昭和50年度に狭小のまま取り敢えず野球練習場として使用してきた。昭和51年度から、大江総合運動場の整備3年計画のもとに、先ず野球場が完成し、昭和52年度に庭球コート8面が、昭和53年度にはアーチェリー練習場及び全般の環境整備を終り、当初の計画は終了した。

(イ)野球場

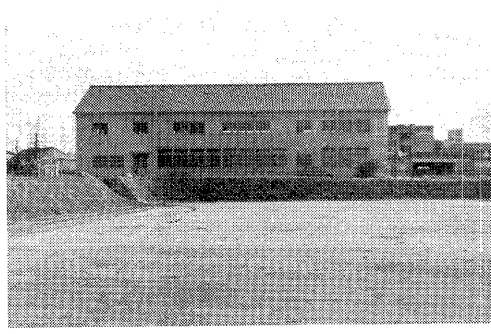
大江総合運動場の西側にあつて両翼90mセンター110m、総面積11,620m²で昭和52年3月に完成した。

(ロ) 大江体育館

昭和42年1月27日、熊本電波高等学校時代に建築され、本学に所管換後そのまま使用している。大江総合運動場の南西側にあつて、鉄骨990m²で、バスケット1面、バレーボール2



大江体育館

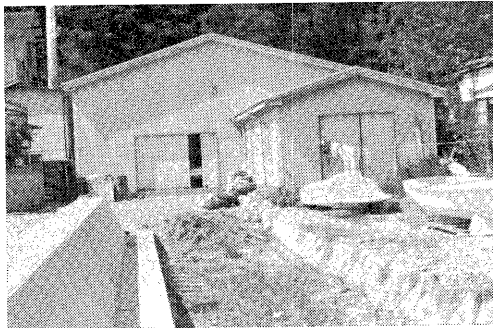


尚武館

面、バドミントン3面の各々の広さをとることができる。

(イ) 武道場（尚武館）

大正12年9月20日建築されたもので、本学に所管換後、市の道路拡幅のため現在地に移築した。大江総合運動場正門左側にあり、木造2階建延999m²である。



ヨット艇庫

ヨット艇庫：宇土郡三角町戸馳にあり、三角港の対岸戸馳島の西側に位置し、湾内を一望できるところにある。昭和40年3月三角町より敷地490m²、家屋46m²を購入、整備し、2年後の昭和42年3月122m²（10艇収納）のヨット艇庫を建築した。

6. 学生運動

(1) 学寮の紛争

学寮の管理運営をめぐる、大学と寮生との対立は、国立大学の全国的な傾向の学生運動として展開されたもので、本学においても今まで幾度か繰り返されたものである。

特に、昭和38年6月工友寮寮生雇い炊婦の病気死亡をきっかけに、その待遇改善は公務員化の外はないとして、学生寮及び女子寮と3寮共同で公務員化闘争を開始した。公務員化にたいする大学の態度、特に学生部長が大眾団交に応じなかったことを理由として、同年7月から学生寮から学生寮及び女子寮において「電水料不払」を決議しその納入を拒否した。

その間大学は、大学の使命である教育研究に必要な人員さえ増員できない状態であった。

これは、当時の閣議決定によって「国家公務員の欠員不補充」という国の方針が示されているからで、こうした情勢の中で炊婦のための定員を確保することは、ほとんど不可能であった。寮生個人の生活費は個人が支払う義務がある（学寮の管理に必要な経費は大学が負担し、

寮生の私生活分、例えば居室の電気料、食費（人件費を含む。）等は寮生の負担とする。）等を説明したが納得しなかったので寮生の保証人宛に納入方の依頼書を発送した。また一方では寮生との話し合いの場をもつことを提案したが、寮生は大衆団交を要求し、特に11月9日には寮生代表とだけ話し合う約束で学生部長が出席したところ、寮生多勢が無断で押しかけ、強制的な交渉の場となってしまったため、その後大学としては、正常な話し合いを持ち得ない状況に立ち至った。

そのため、厚生補導協議会は専門委員会を設置し、この専門委員会が独自の立場で寮生代表と話し合いを申し入れたが、寮生代表は大衆団交を主張し、これに応じないので専門委員会としても寮生代表との懇談を断念せざるを得なくなった。

その後、寮生内部の不統一により不払いを続けていた電水料は、昭和39年3月に納入され公務員化闘争の運動はなんとなく立ち消えとなった。

ところが、昭和41年6月、3寮の寮生代表は、再び炊婦の公務員化要求を申し入れてきた。大学は前回の公務員化闘争の際に述べたとおり、不可能である主旨を回答したが聞き入れず、7月11日には寮生約150名が学生部次長・厚生課長を強引に取囲み長時間交渉を行うとともに抗議団約20名が部長自宅に押しかけ抗議文を手渡すと共に6月分から「電水料の不払」を行う旨宣言した。しかし工友寮は不払いには参加しなかった。

その後、学生寮及び女子寮は無許可による補充入寮の実施、学生部長の軟禁、学生寮宿直の拒否、無許可による学生寮及び女子寮の入寮者の決定、学長の自宅門前に面会を強要しての座り込み、女子寮においては学生部次長の軟禁等の行動があった。そのため厚生補導専門委員会が、しばしば寮生代表との話し合いを求めたが応じなかったため、この問題の処理を学生補導協議会に移すことを決定した。同協議会は学寮委員会を設置し、2回にわたり3寮の寮生代表との話し合いを行なったが結論に至らなかった。寮生は、昭和42年6月21日学生会館中庭にテントを張りハンストを開始した。

昭和42年7月1日菅田教授が学生部長に就任し、同年7月8日学生部委員会（厚生補導協議会は廃止され、代って設置された。）の委員長である菅田学生部長が副委員長と共に、学生寮及び女子寮代表13名と第1回の交渉を行い、その結果同日をもってハンストを中止することになった。

学生部委員会において紛争解決についての最終案が決定された。その内容は、寮運営改善のため、学生寮及び女子寮に掃除人それぞれ1名を配置する。その最終案について各学部及び教養部の協力を求め、昭和42年12月20日委員長名の文書により、その旨各寮に通知するとともに12月26日までに未納の電水料を納入するよう督促した。同時に学生部委員会の最終案について寮生代表との交渉が数回行われたが合意点に至らず、学年末試験のため交渉は一時中断された。

学生部委員会は、解決策を協議し、試験終了時の昭和43年2月28日未納の電水料を3月7日まで納入すること、納入しない場合は3月8日頃送電を停止することを通告した。

3月7日送電停止について寮生代表との交渉の結果女子寮は未納額を納入することで解決したが、学生寮は了承しなかった。その結果同年3月9日午前6時30分送電線を切断した。

3月19日学生寮代表より電水料の支払計画書が提出され、交渉の結果一部月割支払いの外、即時全額を納入することを了承したので3月19日午後6時30分送電を開始した。

学生寮の宿直問題も解決し、長時間の公務員化闘争は終息した。

その後、学寮の学生運動としては、新寮建設の要求があり、寮生側の主張が通らないので、昭和49年5月14日当時の厚生課長を長時間監禁したので、機動隊により寮生を排除した事件がある。この事件で学生1名が検挙され起訴された。

(2) 生活協同組合の紛争

熊本大学生生活協同組合は、昭和42年4月1日熊本県知事の認可を受け法人として設立されたものであるが、その前身は熊本大学厚生組合として昭和25年4月1日発足した職員、学生の任意の団体であった。生協の紛争については法人化の獲得、学長公開交渉要求等これらの運動を中心とするその前後と理工地区厚生センターの営業妨害等が主なものとして挙げられる。

法人化獲得運動は昭和30年代に気運が高まり代議員会で取り上げられ大学との積極的な話し合いもなく、昭和34年12月28日熊本県知事に認可申請を行ったが却下された。

その後昭和40年に再び法人化問題が再燃し、発起人会が結成され昭和41年10月法人化について大学の協力を依頼してきた。大学は厚生組合の法人化については、大学の指導監督の及ばない団体が大学内で営業を行うことについては将来問題があると考え、設立後の生協に対する基本方針を厚生補導委員会等で協議し、大学の秩序維持のため消費生活協同組合法の精神に従って事業を行い、また国有財産等の管理上の見地から確認書及び確認書に伴う了解事項を取り交わすことが必要であるとし、発起人代表と2日間にわたる徹夜交渉により双方これを了解し確認書の取り交わしを行った。そして生協は大学との了解により県に認可申請を行い、昭和42年4月1日認可され同年6月30日法務局に対し設立登記を完了して熊本大学生生活協同組合が発足した。

以上が生協設立のあらましであるが、その大学と厚生組合との交渉過程においては、大学の審議の遅れを不満として数回にわたり学生部長、次長に対し大衆団交を強要する等の行動が行われた。生協設立後、大学は対生協に関する交渉機関として昭和42年12月から評議会第3部会に特別委員会（以下「3特委」という。）が設けられた。3特委と生協理事の交渉は厚生組合時代からの主張であった理工地区厚生センター（以下「STセンター」という。）の早期建設及び光熱水料の国庫負担が主で、その他備品の補修、事業施設の改修等であった。STセンターの建設、光熱水料の国庫負担以外については生協の要求をほとんど認めてきたが、STセンターについては学内的にも異論があり、また光熱水料については法的に不可能であるため交渉は生協の思うようには進まなかった。その頃政府が消費者米価の値上げを決定したので生協は米価の値上げにより定食価格をやむを得ず引上げなければならない情勢であった。生協は定食価格の値上げは学生生活の圧迫であると主張し、その解決策はSTセンターの早期建設と光熱

水料の国庫負担による外はないと考え、3特委に再三その要求を行った。当時3特委の委員の一部交替等により生協との交渉が開催できなかったこともあって生協は3特委を相手とせず直接学長と交渉する方針をとり、そのことを全学生に呼びかけ、昭和43年12月6日には生協理事を含む約300名の学生が学長交渉を求めて事務局に押しかけ、学長不在のためその所在を追求する集会を会議室で行う等情勢はますます悪化してきた。

そのような状況の下で学長は公開による交渉を行うこともやむを得ないと判断し、昭和43年12月20日第1回の公開交渉が開かれた。交渉は大学側から学長と3特委、生協は全理事の出席により午後1時から学生会館大ホールで開始され、壇上に両代表が向き合って着席し、ホール内は約1000人の傍聴者でうずめつくされた。午後11時過ぎ学長はドクターストップによりその日の交渉は中断した。その後2回にわたり開かれた交渉は事前の予備折衝による約束がなされていたにもかかわらず怒号、罵声の中に、しかも、長時間にわたる交渉で学長及び学長代理も倒れるという状態について第3回目で交渉は決裂した。

交渉はSTセンターの建設、光熱水料の国庫負担の問題で終始し、STセンターについては仮施設とし工学部の旧工業化学実験室を暫定的に使用することで了解されたが、光熱水料の国庫負担については、現行法令上実施不可能なものであって、大学の裁量では直ちにその要求を満たすことはできないので、それに代えて、実質的にその要求を満たし得るような他の方法によって、この問題を解決することを提案したが聞き入れなかった。そして生協は第1回公開交渉直後、光熱水料の支払を保留する旨通告してきた。

その後公開交渉の結果を不満として、2月1日教養部学生がストライキに突入、続いて法文、工学部もストライキに入った。大学はストライキなどの異常な行為の事態収拾、入学試験の妨害を考慮し、生協を含む上記ストライキ団体（以下「四者連合」という。）と公開交渉を行うことを決定した。

昭和44年2月27日中央講堂において、四者連合と学長事務取扱（44、2、12学長休職）及び評議会のメンバーで午後1時から交渉が開始された。しかしながら午後8時頃学長事務取扱がドクターストップのため理学部長が代理となり続行したが、午後11時頃大学側代表の疲労のため中断された。

3月1日午後1時から前日に引き続き交渉が再開され午後4時頃学長事務取扱代理外4名がドクターストップとなったため数名の評議員により続行したが、翌日午前5時頃2名の評議員を残し、他はドクターストップとなり3月4日に交渉を再開することになった。

四者連合との2回の公開交渉は光熱水料の国庫負担、学部共通細則の撤廃が主たる交渉内容で終始四者連合のペースで進められた。会場の雰囲気は前回同様、喧騒を極め、野次怒号、罵声は更に激しく、いわゆる吊し上げとなった。

大学は過去5回の公開交渉において、できる限りの努力を重ねてきたが交渉は一方的な糾弾に終始し、問題解決になら寄与することがないと判断し、今後一切の公開交渉には応じない旨の学長事務取扱の声明書を発表した。

これにより紛争はますます悪化し、薬学部、教育学部がストライキに突入した。

昭和44年4月22日生協学生理事指導の学生約100人が事務局を占拠封鎖し、また同年5月8日から10日にかけて、工学部教授の多数を監禁するなどの事件が起った。このため大学はやむを得ず機動隊の出動を要請し工学部教授の救出に当たるとともに、19日間にわたる事務局の封鎖を解除した。しかしながら5月末、工学部学生の動向がストライキ解除に変化すると、生協の学生理事を中心とする一部学生は一層過激化し5月29日に工学部1号館を占拠封鎖したため、大学の秩序は混乱の極に達し、大学の機能は全く停止する程の障害を受けるに至ったのである。

その後工学部ストライキ解除の機運はますます高まり、教職員、学生による封鎖解除を再三試みたが失敗した。遂に大学は7月4日機動隊によりこれを解除した。その生協理事2名を含む6名が逮捕された。

その頃、全学的に正常化を望む声が強くなり、冷静に返った多数の学生は次第に紛争から離反して行き、8月20日の教養部授業開始をもって大学はようやく一応の正常化に戻ることができた。

昭和44年末、生協はSTセンターの開設要求を提出し、自主開設の動きがあったので大学はセンター予定建物に立入り禁止の措置を取ったが、生協は不法に侵入し、商品、備品等を搬入して営業を開始しようとした。大学は機動隊によりこれを排除した。この不法侵入は同年12月18日から12月25日まで続けられ、その際生協理事を含む数名が逮捕された。

大学は生協に対し、確認書の不履行行為の改善、善処方を再三警告したが、履行されなかつたのでSTセンターの営業を財団法人学校福祉協会に許可し、翌年4月15日から開設した。

開設当日約30名の学生、生協職員がSTセンターに乱入し、営業を妨害した。この妨害は6月上旬まで断続的に行われ、数名の学生、生協職員が逮捕され、うち4名が起訴された。

以上の数々の不法行為は、教育研究や秩序維持および大学の正常な管理運営に重大な支障をきたしているばかりか、国有財産管理上からも放置できないので、遂に昭和45年12月22日「動産引渡並に家屋明渡請求」を熊本地方裁判所に提訴し、現在なお係争中である。

(3) その他の学生運動について

昭和43年～45年にかけての本学における学生運動はすべて、生協が関連したものである。食堂の定食値上阻止に端を発し、種々の問題が次々と発生し、5回にわたる公開交渉でもその解決をみず、学生側は、授業放棄、事務局、工学部、教養部の封鎖にまでエスカレートしていった。

昭和44年当時、中央闘争のスローガンである「安保粉砕・沖縄闘争勝利」「大学立法（大学の運営に関する臨時措置法）粉砕」「全国学園闘争勝利」等に、社会学同、中核派、ML派を中心とした活動家達が活躍し、加えてノンセクト学生達までがこれに呼応したため、学内はかつてない動揺をきたし、大学の機能を失う程のものであった。また、外にあっては中央闘争支援で、44年5月には「外相訪米阻止事件」で1人、同年10月には「国際反戦デー事件」で7人、

同年11月には「首相訪米阻止事件」で5人がそれぞれ決起集会等が行われた現地で相次いで逮捕され、大半が起訴された。昭和46年7月には、「沖縄派兵阻止闘争」で熊本が拠点となったため、全国から数千の学生、労働者が結集し、市中をデモし本学からも活動家達が多数参加し氣勢をあげた。

昭和47年から48年にかけて、教養部で「自治会創設」「課外活動費」「自治規制」等の問題で学生は教養部長事務代理あてに公開質問状を提出、これらの件については学生との間に数回の話し合いをもったが、相方で合意点を見出せなかった。昭和49年以降は特記すべき問題はなかった。

7. 学寮・学生会館

(1) 学 寮

戦後の学制改革により新制熊本大学は、熊本医科大学をはじめ、旧制の高等学校及び専門学校等を吸収して誕生し、これらの学校が設置していた学寮も同時に大学の学寮として移管されることになった。

当時移管された学寮は、熊本医科大学の大学寮、第五高等学校の習学寮、熊本工業専門学校の工友寮、熊本師範学校男子部の修友寮、同校女子部の家庭寮の五つであった。

各学寮の歴史の概要は、次のとおりである。

習学寮：市内黒髪2丁目（現法文学部）の地に昭和24年9月から五高生と大学生の寮として、昭和25年3月まで存続したが、第五高等学校の廃止により、その後大学の習学寮として、昭和25年5月の学生寮への移転まで続いた。以後の習学寮舎は研究室及び教室等に使用された。

他に特記すれば、習学寮において昭和25年7月5日集団赤痢が発生し、約230名の寮生のうち患者は70名に及び全寮生の3分の1が感染発病したが、幸い1名の死亡もなく全快した。

工友寮：市内黒髪2丁目（現工学部）の地に、昭和24年9月から工専生と大学生の寮として昭和26年3月まで存続したが熊本工業専門学校の廃止により工学部学生の工友寮として現在に至っている。工友寮の東寮・西寮2棟のうち西寮は、現在の学生寮（黒髪7丁目）第4寮棟として移築された。

修友寮：市内千葉城町（現藤園中学校）の地にあった熊本師範学校女子部の寮の一棟を修友寮とし、教育学部2年課程の学生及び熊本師範学校男子部の学生の寮として新制大学発足と同時に使用されていたが、2年課程の廃止により修友寮地は藤園中学校として熊本市に移管され、昭和35年に現在の学生寮敷地へ一部移築し閉鎖された。

家庭寮：修友寮と同じ地にあり、昭和24年9月から熊本師範学校女子部の学生と大学生の寮として昭和26年3月まで存続したが、熊本師範学校女子部の廃止により教育学部の女子寮として京町へ移転するまで続いた。その後全学部の女子寮として現在に至っている。

大学寮：市内二の丸の地に旧兵舎を改造した熊本医科大学時代の学寮を引継ぎ、昭和26年から医科大生と大学生の寮として、昭和29年3月まで存続し、熊本医科大学の廃止により医学部の大学寮として運営されていたが、昭和38年医学部が本荘地区へ移転し、その跡地を県に移管（県立第二高校校舎になった。）、昭和38年9月に閉鎖された。

学生寮：市内黒髪7丁目の地に昭和28年東洋語学専門学校敷地及び校舎を本学が学寮として使用するため購入したもので、現在の1, 2, 3, 5寮棟がそれである。4寮棟は先に述べた工友寮の移築であり、6寮棟は昭和35年に修友寮を移築したもので現在に至っている。

学寮は、新制大学発足以来各学部の管理下のもとに管理運営されていたが、各寮それぞれ管理運営が異っていたため、昭和32年2月本学施設委員会において、学寮の統一管理を行うのが適当であるとの結論に達したので、昭和34年から学生部の管理のもとに運営している。

現在の学生寮、工友寮及び女子寮がそれである。

しかし、各寮とも木造の老朽建物であるため、これらの寮を廃止し、本学には「寮は必要である。」という方針に基づき、新たに新寮を学生寮跡地に建設することになり、昭和54年度末には、男子寮1棟（100人収容）、女子寮1棟（80人収容）と共用棟が完成する予定であり、昭和55年度には、さらに男子寮1棟（100人収容）を建築する計画である。従って、現在の女子寮と工友寮は昭和54年度末、学生寮は昭和55年度末にはその歴史を終えることになる。

（2）学生会館

学生会館は、学生の自主的、創意的活動を基本とし、学生相互及び学生と教職員との人間関係を緊密にし、学生の課外活動の発展と社会性の発達を助長し、その教養を高め、学生の厚生福祉の増進と、学園生活の充実をはかることを目的として、昭和34年頃から、文部省の年次計画に従って、全国の国立大学に建設され、本学においても昭和41年黒髪北区に建築された。以後、内容豊かな学園生活の場、貴重な体験の場として提供してきたが、昭和40年代の全国的学園紛争の中で、本学でも昭和43年末頃から特定の学生団体等による管理運営の阻害行為が顕著となった。その後、全国的学園紛争の鎮静化の傾向にもかかわらず、学生会館の一部が特定の学生団体に無断で使用される状態が続いた。

昭和53年8月大学は、学生会館の部分的補修を行うとともに、管理運営の正常化を図った。以来学生会館は、本来の目的に添った課外活動等の場として多くの学生に有効に利用されている。

学生会館の管理運営のため、熊本大学学生会館規則、同学生会館運営委員会規則、同学生会館常任委員会規則、同学生会館使用規則が制定されており、次のとおりである。

熊本大学学生会館規則（昭和40年6月21日制定）

（設置）

第1条 熊本大学に、熊本大学学生会館、（以下「会館」という。）を置き、東光会館と称す。

（会館の目的）

第2条 会館は、学生の自主的、創意的活動を基本とし、学生相互及び学生教職員間の人間関係を緊

密にし、学生の課外活動の発展と社会性の発達を助長し、その教養を高め、学生及び教職員の厚生福祉の増進と、学園生活の充実をはかることを目的とする。

(職員)

第3条 会館に次の職員を置く。

館長	1人
副館長	1人
主事	1人
館員	若干人

2 館長は学生部長を、副館長は学生部次長を、主事は学生課長をもって充てる。

(職務)

第4条 館長は、会館を管理し、これを運営する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるときはその職務を代行する。

3 主事は、上司の命をうけ館員を指揮監督し、会館の事務を処理する。

4 館員は、上司の指揮をうけ会館の事務に従事する。

(委員会)

第5条 会館の円滑な運営を行なうため、会館に運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(使用規則)

第6条 会館の使用に関する規則は、別に定める。

附則

この規則は、昭和40年6月21日から施行する。

熊本大学学生会館運営委員会規則 (昭和40年6月21日
制 定)

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学生会館（以下「会館」という。）規則第5条第2項の規定に基づき、会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、会館の日常的な運営を円滑にするため、次の事項を審議する。

- (1) 会館運営上の具体的事項
- (2) 会館の事業計画に関すること。
- (3) 会館の実行予算及び決算に関すること。
- (4) その他館長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部及び教養部の学生部委員会委員
- (3) 事務局長
- (4) 学生部次長、庶務部長、経理部長及び施設部長
- (5) 各学部及び教養部の学生代表各2人

(6) 文化・体育及び厚生福祉の学生代表各2人

- 2 学生代表は学生が選出するものとし、前項第5号の委員については各学部長及び教養部長が推せんし、前項第6号の委員については学生部長が推せんし、それぞれ学長が委嘱する。
- 3 第1項、第5号及び第6号の委員に欠員を生じた場合は、前項の方法により補欠の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項、第5号及び第6号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3項により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学生部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員の4分の1以上の要求があった場合は、委員長は会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認める場合には、委員以外の本学の学生及び職員を会議に出席させることができる。

(幹事及び書記)

第9条 委員会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事は学生課長及び厚生課長を、書記は学生会館係長をもって充てる。
- 3 幹事は、委員会の事務を処理し、書記は、議事を記録するものとする。

(常任委員会)

第10条 委員会は、この委員会の運営を円滑にするため常任委員会を置く。

- 2 常任委員会の規則は、別に定める。

(小委員会)

第11条 委員会は、必要に応じて小委員会をもうけることができる。

附 則

この規則は、昭和40年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、昭和41年5月16日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和42年12月4日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

熊本大学学生会館常任委員会規則 (昭和40年6月21日
制 定)

(趣旨)

第1条 熊本大学学生会館(以下「会館」という。)運営委員会規則第10条第2項の規定に基づき、

会館常任委員会（以下「常任委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 常任委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会館運営委員会規則第2条に定める審議事項の実施企画
- (2) 会館運営委員会に提出する議案の作成
- (3) 会館使用の行事を調整すること。
- (4) その他必要な事項

（組織）

第3条 常任委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 会館運営委員会規則第3条第1項第2号の委員の互選により選出された教官2人
- (3) 会館運営委員会規則第3条第1項第5号及び第6号の委員の互選により選出された学生代表7人

（委員長）

第4条 常任委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学生部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議の招集）

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員3人以上の要求があった場合は、委員長は会議を招集しなければならない。

（会議）

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委員以外の出席）

第7条 委員長が必要と認める場合は、学生会館係長を会議に出席させて意見を聞くことができる。

（幹事）

第8条 常任委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、学生課長をもって充てる。
- 3 幹事は、常任委員会の事務を処理する。

附 則

この規則は、昭和40年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、昭和41年5月16日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和42年12月4日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

熊本大学学生会館使用規則（昭和40年6月21日
制 定）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本大学学生会館（以下「会館」という。）規則第6条の規定に基づき、会館の使用について必要な事項を定める。

(使用)

第2条 会館は、次の場合に使用することができる。

- (1) 学生及び教職員の集会
- (2) 講演会、音楽会、映画及び演劇会等の開催
- (3) その他目的達成に必要な行事

(使用者)

第3条 会館を使用することのできる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、特に、館長の許可を得た場合は、この限りではない。

(開館時間及び休館日等)

第4条 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後7時まで
- (2) 休館日 日曜日及び国民の祝日

2 会館食堂の業務時間及び休業日については、館長が定める。

(使用許可)

第5条 会館の次の各室は、館長の許可を得て使用するものとする。

- (1) 集会室
- (2) 和室
- (3) 学生団体連絡室

2 前項の各室を使用する場合は、別紙学生会館使用許可申請書を館長に提出し許可をうけなければならない。

(使用上の厳守事項)

第6条 第5条第1項の各室を使用する場合は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用時間は、開館時間内とし、時間外及び休館日の使用は館長の許可をうけること。
- (2) 火気の使用については、館員の指示をうけること。
- (3) 使用許可をうけた目的以外に使用しないこと。
- (4) 室内の施設及び備品類を無断で移転及び模様替を行なわないこと。
- (5) 使用許可をうけた施設及び備品類の全部又は一部を他に転貸しないこと。

(備品類の使用)

第7条 備品類の使用については、所定の手続きにより館員に願い出なければならない。

(損害の弁償)

第8条 会館を使用する者が、施設及び備品類を滅失又はき損したときはその損害を弁償させることがある。

(使用解除)

第9条 本学において必要が生じた場合は、館長は使用の解除を行なうことがある。

(使用許可取消)

第10条 使用者がこの規則及び使用条件に違反したときは、館長は会館の使用許可を取消することができる。

附 則

この規則は、昭和40年6月21日から施行する。

学生会館の工事概要

a 工 事

- イ 設計 野中建築事務所
 ロ 監督 熊本大学施設課
 ハ 工事施行 (1期) (2期)
 建築工事 佐藤組 佐藤組
 電気工事 東光電気 協和電気
 給排水衛生 共栄設備 共栄設備

ニ 工期区分及び面積構造

第1期工事 面積 1622.7m²

起工 昭和39年10月20日

竣工 昭和40年3月25日

第2期工事 面積 1584.1m²

起工 昭和40年9月19日

竣工 昭和41年2月28日

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

ホ 総面積 3210.0m²

内訳 課外活動施設 1156.2m²

福利施設 811.6m²

公共の施設 613.2m²

その他の施設 629.0m²

b 諸経費額 111,848,000円

工事費内訳

区 分	工 期		計
	1 期	2 期	
建 築 費	46,957,000円	50,719,000円	97,676,000円
設 備 費	6,179,000円	5,604,000円	11,783,000円
計	53,136,000円	56,323,000円	109,459,000円

c 開 館 昭和41年6月21日

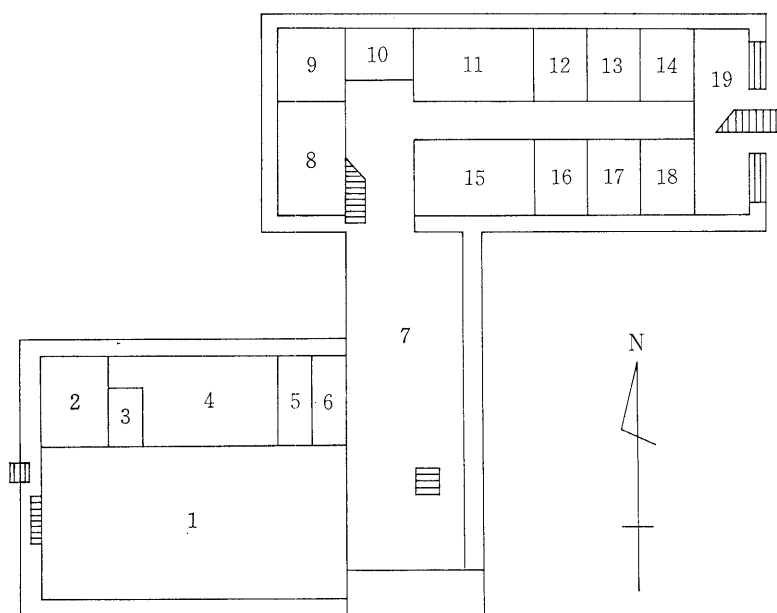
対象学生・教職員数 (昭和41年度)

総員 5,632人

学生数 4,817人 (教育学部附属学校を除く)

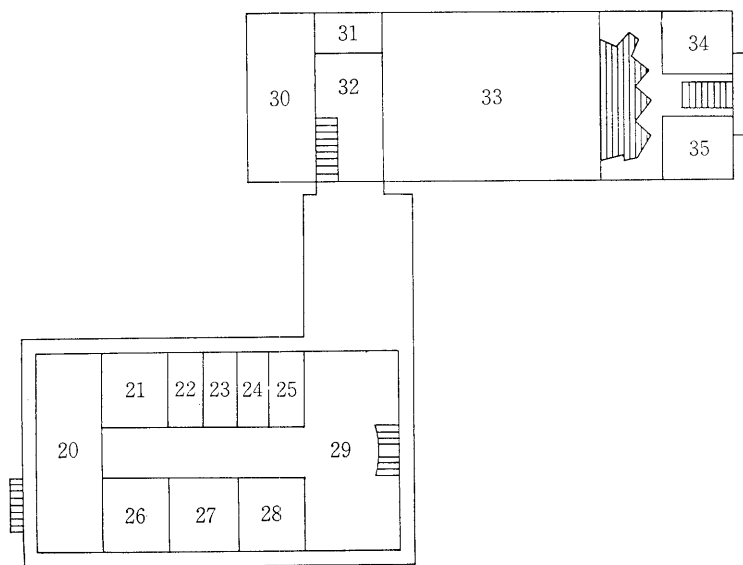
教職員数 815人 (医学部, 附属病院, 附属学校, 研究所を除く)

学生会館1階平面図



- | 番号 | 名称 |
|----|-----------|
| 1 | 食堂 |
| 2 | 食堂従業員控室 |
| 3 | 冷凍室 |
| 4 | 厨房 |
| 5 | 機械室 |
| 6 | 1階便所 |
| 7 | 1階ロビー廊下 |
| 8 | ボイラー室 |
| 9 | 倉庫 |
| 10 | 便所 |
| 11 | 図書販売室 |
| 12 | 第6集会室 |
| 13 | 第7集会室 |
| 14 | 宿直室 |
| 15 | 売店 |
| 16 | 文化団体連絡室 |
| 17 | 体育団体連絡室 |
| 18 | 会館事務室 |
| 19 | 玄関 |
| 20 | 第4集会室 |
| 21 | 第5集会室 |
| 22 | 第2和室 |
| 23 | 第1和室 |
| 24 | コーヒー・コーナー |
| 25 | 便所 |
| 26 | 第3集会室 |
| 27 | 第2集会室 |
| 28 | 第1集会室 |
| 29 | 談話室、ロビー |
| 30 | 音楽室 |
| 31 | 便所 |
| 32 | ロビー |
| 33 | 大集会室 |
| 34 | 控室 |
| 35 | 館長室 |

学生会館2階平面図



学生会館の主なる設備

施設区分		面積 (m ²)	内 訳		設 備 内 容
			1 階	2 階	
社交施設	談話室	516		259	応接セット4, 閲覧台4, 時計1
	喫茶コーナー	23		23	
	計	539		280	
課外活動施設	大集会室	501		501	放送装置一式・三連折たたみ椅子180・椅子50・幕10 長卓子8・椅子35 長卓子30・椅子133 演奏用椅子50・ピアノ1・レコード棚1 長卓子3・椅子10 長卓子3・椅子10
	中集会室	134	35×2室	134	
	集会室(6室)	258		47×4室	
	音楽室	100		100	
	和室	46		23×2室	
	体育会連絡事務室	35	35		
	文化部会連絡事務室	35	35		
計	1109	140	969		
厚生福利施設	食堂	464	464		長卓子46・角卓子16・椅子313 調理機械4種・冷凍庫1
	厨房	191	191		
	書籍販売室	70	70		
	日用品販売室	70	70		
	計	795	795		
管理付属施設	館長室	42		42	事務机1・廻転椅子1・応接セット一式・ロッカー1 長卓子2・椅子10 机3・椅子3・放送装置一式・金庫1・ロッカー2 変電用トランス等 物品棚7・黒板5・掃除用マシン2 テレビ1・ガス風呂1式
	控室	42		42	
	会館事務室	42	42		
	ボイラー室	54	54		
	電気機械室	29	29		
	倉庫	35	35		
	廊下	200	120	80	
	玄関	84	60	24	
	宿直室	42	42		
	便所	52	29	23	
	ロビー	61	35	26	
計	84	10	74		
計(延面積)	3,210	1,650	1,560		

8. 学生の奨学援護

本学における育英奨学金は、日本育英会と各縣市町村その他の育英会からの貸与が主である。

日本育英会は、優秀な学徒で経済的に恵まれない学生の為に学資を貸与している国家的育英機関である。従って選考に当たっては、各学部教養部で委員会を設け、学業・人物・健康状態

を考慮し、将来有為な人物で学資の支弁が困難である者を推薦している。募集は第1年次に限り2回（5月・10月）第2年次以上については1回（5月）行っている。

昭和24年の開学当時は一般奨学生のみであったが、その後教育一般奨学生（昭25）大学院奨学生（昭29）大学特別奨学生（昭36）制度がそれぞれ発足し、貸与金の増額により奨学援護もますます充実してきた。

奨学金の交付も当初は、学長に委託されて大学の責任において学生個人に交付されていたが、昭和34年度から日本育英会の方針で銀行交付に変更、毎月銀行が出張交付をするようになった。しかし銀行による学内交付も昭和53年度から廃止され、奨学生個人が銀行に口座を設け、日本育英会は各奨学生が指定した銀行に毎月送金されるようになったので銀行窓口で随時交付を受けることとなる。

本学の日本育英会奨学生は全学生の約42%に当たり、これらの学生は国家の育英資金に浴し勉強しているが、そのうち学業成績不良により奨学金の停止又は廃止となる者も若干いる。

本学における昭和54年3月31日現在の日本育英会奨学生の種類と貸与月額、人員については次のとおりである。

種 類	月 額	人 員
I 一般貸与奨学生		761
(1) 大学一般貸与奨学生 (専攻科を含む)	15,000円	632
(2) 教育一般貸与奨学生		129
II 大学院奨学生		162
(1) 修 士 課 程	43,000円	116
(2) 博 士 課 程	54,000円	46
III 特別貸与奨学生		1,434
(1) 大学特別奨学生	自宅通学 17,000円	213
	自宅外通学 23,000円	761
(2) 教育特別奨学生	自宅通学 17,000円	194
	自宅外通学 23,000円	266
計		2,357

日本育英会のほかに各種奨学団体があって、その団体数は毎年増加する傾向にある。奨学団体は各縣市町村の教育委員会関係が21団体、その他のものが4団体となっている。毎年4～5月頃志願者を募集し、選考については日本育英会に準じて取扱っているが、出願資格に制約があり、奨学金額も日本育英会よりやや低いので学生には日本育英会が歓迎されている。

また、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対し入学金、授業料免除及び授業料の徴収猶予（月割分納・延期）の制度がある。これは大学が定めた取扱規則に基づき、前・後期の2期に分け、各学部、教養部等で選考推薦された者について、学生部委員会が審議し学長が決定する。

国立大学の授業料も最近改訂された影響で出願者も多く、昭和53年度は出願者1,613人で免除額も4,650万円となっている。

9. 就職斡旋と学生アルバイト

本学の就職については各学部で斡旋し、アルバイトについては学生部厚生課でその事務を行っている。大学におけるアルバイトの適性な職種は家庭教師であることは言うまでもない。大学はその点を重視し、求人側の要望に沿う為に、入学後の5月下旬頃、新入生を対象に家庭教師技能講習会を実施している。主に小中高校生の指導に必要な心構え、指導要領についての講習であり、毎年ほとんどの新入生が参加し好評を受けている。

その外、市場調査、軽労働等多くの求人依頼があるが、特に、風俗営業、自動車の運転等の風紀災傷を伴う職種、またアルバイトの為に貴重な勉強時間を費やす長期就労については斡旋しないこととしている。

アルバイトは「職業安定法」により斡旋しているが、アルバイトを希望する学生に対しては昭和27年から登録制度を実施し、登録学生のみ斡旋を行っている。

アルバイト実施の主旨も社会情勢とともに変わり、開学当時しばらくは戦後の混乱期から抜け切らず、経済情勢も不安な時代であったので学生も自分の力で学資問題を解決しなければならない時代で、その主旨でアルバイトも行われていたが、昭和30年頃から日本の経済事情も好転し、高度成長時代になると「レジャーの為のアルバイト」と変ってきた。不況時代は求人依頼もまばらであったが、経済事情の好転により求人依頼も増えてきた。

最近2か年の斡旋状況は次のとおりである。

職 種	昭和52年度	昭和53年度	職 種	昭和52年度	昭和53年度
家庭教師	小 学 校	59	測 量 の 手 伝 い	7	8
	中 学 校	283	運 搬 及 び 配 送	29	111
	高 等 学 校	137	引 越 の 手 伝 い	7	8
事 務		39	清 掃 業 務	17	33
	軽 勞 働	119	特 技	0	2
重 勞 働		30	家 事 の 手 伝 い	6	9
	店 員 及 び 販 売	52	そ の 他	44	82
調 査 及 び アンケート	35	40	計	864	1,079

10. 学生歌・応援歌

(1) 学 生 歌

新制大学創設間もない昭和27年、学生の情熱を一篇の曲に托し、愛唱される「学生の歌」を作ることもまことに意義あるものと考え、「学生の歌」を募集したところ、多数の応募作品があった。これらの作品について、選考委員会で慎重に検討の結果、「銀の光」・「みどり展く」の2編が入選作品として選ばれた。その後、新制大学発足以来20年の歳月を経過し、新た

な学風が培われてきたにもかかわらず、学風を象徴する校歌も制定されておらず、又学生自らの手によって作られ歌われる学生歌もなく、かつての寮歌が歌われている現状であった。

そこで、熊本大学に在学する学生が、自分達の手によって「学生の歌」を作り、その心情の一端を大学の歴史に残していくことは、まことに意義深いものであることを思い、昭和43年5月文化部会、体育会の協力を得て、「皆んなの歌を皆んなで作ろう」と呼びかけたところ、多くの人の賛同を得て、歌詞22編、作曲35曲の応募作品があった。これらの作品について、選考委員会で慎重に検討した結果、「森の都にひらけたる」を当選作品と決定し、昭和43年11月熊

わ が 熊 大

作詞者 医学部 水町 五郎
作曲者 薬学部 水町 仁美

1. も え い づ る み ど り の も り に わ き あ が る
2. け む り た つ あ そ の い た だ き な み し ろ き
3. は る か な る す が た も と め て つ ち か い し

われらがちしお わこ う どの いぶ
あまくさのなだ あめ あらし ここう
こころとからだ もえ さ かる とう

きはここにいざ きたれ わがくまだい わが
ふふげんにまき あがれ
しをむねにいぎ ゆ かん

くまだい みよ くまだいの この ち から

も い みどり もり
1. 萌え出づる緑の森に
わ あが われら ちしお
湧き上る我等が血潮
わこうど いぶき
若人の息吹はここに
いざ来たれ
わが熊大
わが熊大
み くまだい ちから
見よ熊大のこの力

けむりた あそ いただき
2. 煙立つ阿蘇の頂
なみしろ あまくさ こだ
波白き天草の灘
あめあらし ふふげん
雨嵐ここ武夫原に
まき上れ
わが熊大
わが熊大
み くまだい ちから
見よ熊大のこの力

はる すかたもと
3. 遙かなる理想求めて
つちか こころ からだ
培いし心と身体
も とうし むね
燃えさかる闘志を胸に
いざ行かん
わが熊大
わが熊大
み くまだい ちから
見よ熊大のこの力

森の都にひらけたる

作詞者 理学部 松 下 尚 裕
 作曲者 教育学部 牛 島 啓 子

もり の みや-こ-に ひら-け-た-る ふる
 きれしを し の-こ-ば-せ て
 きぼ-うのはくあならびたつあ あ-せいしんのき
 はみちてきはみちて行ん がくのつーちーお-
 とーたか-く

1. 森の都にひらけたる
古き歴史をしのばせて
希望の国を築きつた
あ、清静の空はみちて
理學の國 管たかく
2. 森林 森につらなりて
火を正し嵐を 潮人の
無き静寂に似たるかな
あ、夜霧は薫いたち 集いたち
3. 胸のなつかしきは鼓動とも
医者と信念を掲げて
真の道を歩まんかな
いま春潮は湧き来たり 湧き来たり
- 評神世界の旗手ならむ

みどり展く

作詞者 法文学部 張 玉 寺 啓 洋
 作曲者 理学部 長 友 友

みどりひらくくすじあらたよーののぞみみち
 て とこーわかひのひか がやーきもゆ
 るくまだいあーあ われらががくえん

1. みどり風く 力唱
あらた世の 希望みちて
希望の國 ががゆきもゆる
2. 天鼓鎮む 奏笛
他ゆ日なく 幼休嘆きて
誇りあふる 希望をうたう
3. 旗はびびく 奏太鼓
みんなみの 変調の國
風の夜も ともしび消えず
- 熊大 あ、われらが学園
熊大 あ、われらが学園
熊大 あ、われらが学園
熊大 あ、われらが学園

銀の光

作詞者 医学部 村上 幸 雄
 作曲者 医学部 宮 崎 幸 雄

しーろーがねのひーかりーあふれ こみどり
 にむーせふまなびや わかきのぞーみわ
 かきのぞみ あ あ じゆうのかーせ
 ネルバーの もりにーなごむ

1. 歌の光あふれ
濃霧にむせぶ希望
若き希望
2. 新機種の流れに
たゆまざる学びを誇る
若き希望 若き希望
3. 不朽し深き希望に
真白なる旗を掲げて
若き希望 若き希望
- あ、自由の風
ミネルバの旗に預け
- 見よ千古を後のし
新機種の旗を掲げ
- たとえ久遠の道
真理の道は旗ふ

大祭において発表会を行い、「熊本大学学生の歌」が新たに誕生した。

(2) 応援歌

新制大学創設以来、本学においては、「武夫原頭に草萌えて」の旧制五高寮歌が学生間に親しまれてきた。しかし、熊本大学としての「学生応援歌」がないため、学生間に親しまれ、かつ学生の志気を高める「われわれの応援歌を作ろう」という機運が高まり、昭和47年10月熊本大学体育会及び応援団が呼びかけたところ、多くの学生の賛同を得て、応募作品は歌詞42編、作曲12曲の多数に及んだ。

選考委員会は、これらの作品を慎重に検討し、「わが熊大」を当選作品と決定した。

なお、当選作品の発表会は、昭和48年6月学生会館前庭で、多数の学生参加のもとで行われた。

第2節 保健管理センター

1. 設置までの経緯

昭和24年熊本大学が発足した当初には、学生の健康管理については、熊本大学厚生補導部が所掌していた。(同年8月31日、熊本大学厚生補導部は学生部と改称された。)

翌日の9月1日新制大学の1回生が入学し、その学生を対象に学校身体検査規程(昭和24年省令第7号)に基づき、昭和25年1月一般診断を中心とする第1回定期身体検査が実施された。また昭和25年からは、熊本市衛生局の協力を得て、ツベルクリン反応、BCG等の結核予防接種、腸パラチフス、種痘などの予防接種を実施、さらに赤痢などの伝染病予防のために学寮を主対象に学内の消毒が行われた。

当時、若年層である学生や青年を悩ます最大の疾病は結核で、その早期発見、早期治療は学校衛生上重大な問題であったが、当時の定期身体検査ではX線検診は実施に至っていなかった。

昭和26年12月、熊本市及び医学部附属病院放射線科の協力で、初めて全学生を対象にX線検診が行われた。その結果、多くの要休業学生、要観察者を発見し、学生の健康管理に大きく貢献はしたものの、検尿、血圧、心電図等の精密検査は行われず、生活医療の面についての指導は不十分であった。しかし、その翌年から、X線検診は毎年実施されることになった。

昭和33年6月学校保健法の制定にともない、定期身体検査は定期健康診断と改称され、定期健康診断も医学部、附属病院の各科からの応援で完全に軌道にのり、翌年から、定期健康診断の結果による要注意者に対する精密検査も実施され、本格的な学生の健康管理面についての基盤が築かれた。

一方、日常的な保健管理の面においては、各医務室・衛生室の看護婦が救急措置等にあたっ

ていたが、昭和27年4月1日学内規則として、“健康相談所規則”が制定され、法文・理学部・教育学部（京町）・教育学部（坪井）・薬学部及び工学部の5か所の医務室・衛生室に健康相談所を開所した。

毎週月曜日から金曜日までの間、14時30分から17時まで、いずれか1か所は必ず開所され、健康相談、診察、処方箋の発行などを行った。これは定期身体検査において学校医から健康指導を要すると指示された学生は月1回の受診を義務づけられたからである。

翌昭和28年4月11日、薬学部・教育学部（坪井）の2か所は、学生の利用が少ないため廃止され、3か所に整理された。

当時の健康相談所の開所場所等については、次のとおりである。

開 所 場 所	開設曜日	医師数	対 象 学 部
法 文 ・ 理 学 部	火・木	各 1	法 ・ 理 ・ 全
工 学 部	月・水・木	各 1	本 ・ 養 ・ 工 ・ 全
教 育 学 部（京町）	月・水・木	各 1	教 育 ・ 全
附 属 病 院 内 科 外 来	火	1	医 ・ 薬 ・ 全

昭和29年8月13日、東光会館（当時）が竣工し、同会館内において学生部の業務開始に伴い同年9月1日、附属病院以外の相談所を学生部1か所にまとめ、厚生課所属とした。

開所場所等については次のとおりである。

場 所	開 所 曜 時	診 療 科	備 考
厚 生 課	月～土、14～17時	内、外、神、放	学 医 13
附 属 病 院 内 科 外 来	月～土、14～17時	内、外、神、放、眼、耳、皮	看 護 婦 3

以上は学校医に若干の増減はあったが、保健管理センターに引継がれるまで存続した。

2. 現 況

昭和48年4月12日国立学校設置法施行規則の一部改正により保健管理センターが設置された。当初定員は教官1名のみで、建物も従来の厚生課の一部（82.5m²）を当てていた。同49年2月1日、所長（附属病院長併任）及び専任として助教授1名が発令された。その後講師1名と学生部所属看護婦2名の配置換により、ようやく陣容がととのってきた。

保健管理センターの設置により、健康相談所は発展的に廃止された。

昭和51年度、診察室、検査室、レントゲン室、処置室及び休養室等を完備する保健管理センターの建物（404m²）の竣工にともない、X線装置等の設備も導入された。これによって定期健康診断や日常的な保健管理業務がスムーズに行えるようになった。現在、専任教職員のほか、医学部、附属病院各科から学校医（20名）の協力を得て、定期健康診断や精密検査及び診療業務にあたっている。

一般定期健康診断受診状況（昭和53年度）

学 部	学 年	在籍者数	受診者数	受 診 率	備 考	
法 文	1	293 (1)	241	82.5	在籍者数中()内 は休学者内数。受 診率は受診者数を 在籍者数から休学 者数を引いた数で 割っている。	
	2	266	220	82.7		
	3	278	159	57.0		
	4	384 (3)	271	71.1		
	計	1,221 (4)	891	73.2		
教 育	1	396	347	87.6		
	2	350 (1)	293	83.9		
	3	321	230	71.6		
	4	386 (2)	207	53.9		
	計	1,453 (3)	1,077	74.2		
理	1	119 (1)	111	94.0		
	2	116 (1)	104	90.4		
	3	127 (3)	105	84.6		
	4	111	93	83.8		
	計	473 (5)	413	88.2		
医	進学	1	121	110		90.9
		2	132	105		79.5
	計	253	215	84.9		
	専門	1	125	56	44.8	
		2	135 (1)	76	56.7	
		3	138	56	45.7	
		4	118	96	81.3	
計	516 (1)	284	55.0			
薬	1	92 (1)	90	98.9		
	2	97	84	86.5		
	3	84	83	98.8		
	4	99	97	97.9		
	計	372 (1)	354	95.4		
工	1	427	405	95.3		
	2	457	401	87.7		
	3	448 (1)	361	80.7		
	4	677 (2)	509	75.4		
	計	2,009 (3)	1,676	83.5		
合 計		6,297(17)	4,910	78.1		
大 学 院	文	1~2	37	6	16.2	
		1~2	22	2	10.0	
	理	1~2	58	38	65.5	
		1~4	83 (3)	5	6.0	
	薬	1~2	38	34	89.4	

学 部	学 年	在 籍 者 数	受 診 者 数	受 診 率	備 考	
	工	1～2	175 (1)	157	90.2	
	計		413 (4)	242	59.2	
その他学部 学 生	教 育 専 攻 科		1	0	0	
	特殊教育特別専攻科		31	0	0	
	養護教諭特別別科		35	0	0	
	聴 講 生 ・ 研 究 生 等	法 文	41	0	0	
		教 育	30	0	0	
		理	28	1	3.5	
		薬	9	3	33.3	
		工	44	15	34.1	
計		219	19	8.6		
養護教諭養成所 3年		38	36	94.7		
医療技術短 期大学部	看護学科 1～2年		152	149	98.0	
	衛生技術学科 1～2年		78	74	94.8	
	診療放射線技術学科 1年		40	40	100	
	計		270	263	97.4	
附 属 学 校	看護学校 3年		41	40	97.5	
	臨床検査技師学校 3年		19	19	100	
	診療放射線技師学校 2～3年		37	35	94.6	
	助産婦学校		17	0	0	
	計		114	94	82.4	
総 計		7,351(21)	5,564	75.9%		

健康相談及び救急処置等利用者数（昭和53年度）

月	学 生	職 員	計	月	学 生	職 員	計
4	125	45	170	11	138	74	212
5	140	36	176	12	129	65	194
6	221	47	268	1	50	114	164
7	96	28	124	2	59	54	113
8	24	87	111	3	47	52	99
9	142	93	235	計	1,302	830	2,132
10	131	135	266				

熊本大学保健管理センター
配置図

